

1. 議 事 日 程 (3 日 目)

(平成30年那智勝浦町議会第1回定例会)

平成30年3月13日

9時30分 開 議

於 議 場

日程第1	議案第4号	平成30年度那智勝浦町一般会計予算	147
日程第2	議案第5号	平成30年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計予算	178
日程第3	議案第6号	平成30年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計予算	183
日程第4	議案第7号	平成30年度那智勝浦町住宅宅地資金貸付事業費特別会計予算	185
日程第5	議案第8号	平成30年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計予算	187
日程第6	議案第9号	平成30年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計予算	189
日程第7	議案第10号	平成30年度那智勝浦町下水道事業費特別会計予算	190
日程第8	議案第11号	平成30年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計予算	192
日程第9	議案第12号	平成30年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計予算	203
日程第10	議案第13号	平成30年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計予算	205
日程第11	議案第14号	平成30年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計予算	206

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番	荒 尾 典 男	2 番	左 近 誠
3 番	下 崎 弘 通	4 番	中 岩 和 子
5 番	石 橋 徹 央	6 番	金 嶋 弘 幸
7 番	曾 根 和 仁	8 番	引 地 稔 治
9 番	亀 井 二 三 男	10 番	津 本 ・ 光
11 番	森 本 隆 夫	12 番	東 信 介

3. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名(13名)

副 町 長	矢 熊 義 人	教 育 長	岡 田 秀 洋
消 防 長	阪 本 幸 男	教 育 次 長	寺 本 尚 史
会 計 管 理 者	榎 本 直 子	病 院 事 務 長	下 康 之
税 務 課 長	三 隅 祐 治	住 民 課 長	田 中 逸 雄
福 祉 課 長	塩 崎 圭 祐	観 光 産 業 課 長	在 仲 靖 二
建 設 課 長	楠 本 定	水 道 課 長	村 上 茂
総 務 課 副 課 長	仲 紀 彦		

4. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名(3名)

事 務 局 長 網 野 宏 行

事務局主査 青 木 徳 之

事務局主査 疋 田 晋 一

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番中岩和子議長席に着く〕

○議長（中岩和子君） 再開に先立ち、傍聴者の皆様をお願いをいたします。

傍聴に際しましては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力をいただきますよう、よろしくをお願いをいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開議

○議長（中岩和子君） ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 議案第41号平成29年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、収支的收入及び支出の明細書が不足しておりましたので、議案書の差しかえをお願いいたします。

4ページから6ページを差しかえてございます。

予算に関する説明書、実施計画書の後に、資本的收入及び支出を4ページにまとめ、実施計画書明細書の収益的収支及び支出を5ページに、そして、6ページに資本的收入及び支出の明細書を追加しております。どうかよろしく申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第4号 平成30年度那智勝浦町一般会計予算

○議長（中岩和子君） 日程第1、議案第4号平成30年度那智勝浦町一般会計予算を昨日に引き続き議題といたします。

質疑に入る前に、質疑の方法についてお諮りします。

お手元に配付しております一般会計予算質疑要領のとおり、歳入は全般とし、歳出は款1議会費から款3民生費まで、款4衛生費から款6商工費まで、款7土木費から款13予備費までと分けて行い、最後に歳入歳出合わせた総括質疑を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑の方法は質疑要領のとおりといたします。

まず、歳入の款1町税15ページから款21町債51ページまでと、1ページから14ページまでの歳入の部分を含めて質疑を行います。

1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） 16ページの町税の入湯税、入湯税で前も決算のときお伺いしたんですけど、宿泊の数のうちの今回は46万5,000人を予定しているみたいなんですけど、このうちの旅館組合と民宿組合の予定している数、それと何人か、あと金額と両方教えていただきたいんです。お願いします。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） お答えします。

30年度入湯税の予算につきましては、例年前年から29年10月までの実績と、11月以降の前年度分に伸び率を見て算出しているところがございます。それで、御質問の組合の関係の率につきましては、例年伸び率を掛けて算出しているところで、予算のほうでは団体ごとの積み上げというのは行っていないところがございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） 予算積み上げていくのに決算のほうの確認はしてないの。決算があって予算に向かっていくんじゃないんですか。決算のときにちゃんと答えてますよね、人数大体。予定するときにはその分を考えてやるんじゃないんですか。だから、旅館組合のほうではこの前が62万人やったかな、それにプラス民宿組合は前回で3,900人答え出していましたね、2業者で。その分をそのまま移行していくんかなって。決算の状況を見て今予算立てするんでしょう。だから、予算立てるときには決算のときに答えた数字で、それから今回の場合は中の島が入ってますよね、まあ言うたら、900人が。中の島の分大きな旅館、中の島だけやないけど大きな旅館が一つ営業を縮小するっていうことで説明してましたんで、それを引いてこれこれの数字ですって答えられないんですか、お願いします。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） お答えします。

先ほど申しましたように、30年度の予算算出に当たりましては、全体の伸び率と規模の大きな変更分、大きな旅館のほうで宿泊客室数が取り壊しによって4分の1ほどになってしまうところで、その分を差し引いた分で算出しております。その組合のほうにつきましては、個別の積み上げというようなことは行っておりませんで、全体の数字の伸び率を掛けて計上させていただいたところがございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 1点質問させていただきます。

45ページのまちづくり応援基金の繰り入れ2億5,000万円ほど一般会計繰り入れるんですけども、これふるさと納税で皆様からいただいたお金なんですけど、まちづくりに使うということで実際お金には印も色もついてないんで、こう一般会計へ入ってしまうと実際どういうふうに使われたかがわかりにくいということなんですけど、やっぱり寄附をしていただいた方への感謝っていうんか、あとはどう使われたかっていうことを説明することによって、また自分たちの寄附がこういうふうに生きたっていう励みになる方もいらっしゃると思うんで、もう少し上手にこういうものに充当、ことしはしましたとか、しますっていうような、何かそういう説明ができるといいのかなと。このままだと、普通の減債基金なんかと同じ、一般会計のお金が足

らないから充当したっていうふうに見えるんで、何かもっと寄附した方に励みになるような、そういう使い方の説明ができるような取り崩し方っていうのをできないかなっていうふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） お答えします。

まちづくり応援基金の取り崩しの質問でございます。議員おっしゃられるとおり、まちづくり応援基金、使い道なんですけども、そういうまちづくりとかそういうところに充当していくということで寄附いただいております。今回は、指定事業というのがありまして、快適で安心して暮らせるまちづくりとして780万円程度、それは具体的には防災対策の費用に充てる、また地域の個性を生かした活力のあるまちづくりとしましては2,300万円余り、これは観光事業のほうの青岸渡寺1300年記念事業とか、やる気観光地魅力アップ事業の補助金のほうに充当するという予定でございます。また、健やかでやさしいまちづくり事業、これに関しては1,080万円程度予定しております、子ども医療対策とか、児童措置費の保育所の備品とかに充てる予定でございます。また、人間性を育むまちづくり事業といたしましては、学校教育の推進、例えば小・中学校への備品図書購入費用、そういったものに充てる予定でございます。また、特に指定しない事業としましては、住環境の整備、道路、側溝、河川、そういったものの整備に充てていく予定です。また、寄附額が現在増額してございます。その寄附額に対しての返礼品ですよね、例えば1億円でしたら5,000万円、これを現在は交付税なりそういったものの財源で充てております。平成29年度におきましては3億5,000万円程度の見込みで半分程度、約2億円弱ぐらいのお金が返礼品として必要になってきます。そういったことでこの財源にもどうやって対応していったらいいかっていうことで、平成29年度に関しましては交付税、また繰越金で対応しておりますけれども、今後また寄附額が増額するということになればかなり財源的に難しいことにもなろうかと思っておりますので、また謝礼品等々についてもそういう寄附額を充てていかなければならないのかなとは考えております。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 16ページ。

今荒尾議員からあった入湯税の問題でお聞きしますが、多分説明して、僕ほかのこと見てまして聞き漏らしたんですが、この入湯税で宿泊客で何万人、それから、日帰りで何万人ということでの入湯税をこの間報告されたと思うんですが、もう一回その数字を教えてほしいのと。

この入湯税が年々減っていることに対して、前年度実績でいっから仕方がないんですけども、そのかわりそうなってくると減ってくるばかりになってしまうと行き先見えてこないんで、予算を立てるときに例えば観光の面ではことしの宿泊客はこのぐらいを目指すよとかということの中でこういうふうを考えているというものが出てくればいいんですけども、なかなかそうはなっていない。昨年が、28年度のときがこの予算が出たんです。そのときのやつは宿泊

で52万5,000人を考えていますと。その次に、日帰りで2万3,000人と考えておりますということで入湯税の目標が出たんです。今回、その出てきたときに大分下がってますよね。そうなると、観光客を迎える、宿泊客をふやしていこうというときに、結局予算が減って減ってという形で出されてきたら、僕はやっぱり頑張るところが見えないということになってくると思うんです。これちょっと気になるんです。

実際調べてみましたら、去年の52万5,000人が宿泊で目標、ことしの宿泊客53万7,660人なんです。結局ここで下げてしまうと、実績がありますんでそれはもう仕方ないとは思っただけでも、どっかでその裏返しとしてしっかり目標を持ってやるということをやらないと、どんどん減る一方になってくるといふふうになるんです。これ、28年度の分はここで書かれた分52万5,000人と2万3,000人日帰りで行くんですね、入湯税で。そしたら、ほぼこれ一致していくんです。53万7,760人でしょう。そやから、そういう意味で言うと、ちょっと目標の立て方というんか、こういうことも考えて具体的にもっと上げるための努力をどこらでしていくんかということをもし言えたら聞かせてほしいなと。一つは数字と、それから今後の見通しの問題でお聞きします。

7,100万円分のやつが、前回たぶん46万何ぼの宿泊って、きのう言うたと思うんです。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） お答えします。

まず、説明の際に申しました宿泊数、そして日帰り客数でございますけども入湯客数で宿泊分で46万5,000人、日帰り客分で2万4,000人、合計で48万9,000人を見込んでございます。予算計上につきましては端数処理した分で金額のほうを計上させていただいております。

そして、入湯税につきましては、地方税の標準税率をもとにして宿泊客が鉱泉浴場に入湯された際には150円を徴収することになっております。日帰り客のほうは75円を徴収することになっております。鉱泉浴場でない宿泊施設のほうへ宿泊されましても入湯税はいただけないことになっております。そういうところで、実際の全体の観光のほうの宿泊数と、私申しました入湯税との宿泊数との相違はあると思います。

那智勝浦町にとりまして入湯税というのは、温泉町にとりまして貴重な財源でありますので、これからも適正な賦課徴収に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 参考にお聞きしたいんですけど、45ページの繰入金金の財調と減債とまちづくりの、こんだけ取り崩したら大体決算まで出ないし、今年度もいろいろあると思うんで、大体何億円ぐらい残るといふ概算はどのように考えられてるんかお聞きします。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） お答えします。

款18繰入金金に対しての御質問です。まちづくり応援基金繰入金金にしましては全額取り崩し

いたします。そして、それぞれの事業に充当、もしくは返礼品のほうへも充当させていただきたいとは考えております。財政調整基金、また減債基金繰入金に関しましては、現在当初予算の財源の補填として計上しているもので、決算時においてはどれぐらいの取り崩ししているというのは現在見込んでおりませんが、交付税等、また不用額等の見込みが決算において出ますので、現在金額は幾らと申し上げられませんが、そういったことで多分全額ということにはならないかと考えております。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 16ページの1点だけ。

私も該当者ですんで聞きたいんですけど、このたばこ税ですけども、約1,700万円ほど、15.5%上がっておるんですけども、これ説明聞きますと大型店舗ができたとか、値上げがある中でこれだけのものを見たと思うんですけど、幾ら大型店舗できようが、何しようが、町内のたばこ吸う人数はふえないと思うんです、消費は。その中で、そういった理由づけで何かでしてくる、ましてや値上げで、今の段階で、今国等の、国会でもいろいろやっていますけども、値上げの段階、今この値上げの根拠の値上げの値段はどんなにしてある。私のテレビとかあんな聞きますと、新聞でも見ますと、今私は吸っているのが440円、これが20円ずつ上がって最終的には500円になるんじゃないかっていうような私認識してはいるんですけども、その単価はどこ辺を見てるんか。

それから、今正直言ったら全国的にも分煙、禁煙がうたわれておるところですね。喫茶店等においても今最終的にはどんなにか知らん、100平米未満のところはたばこを吸えるけど、以上のところは禁煙になると。いろいろな規制がかかってくる中でこれだけの増額が、増税が見られるのか、その点をお聞かせください。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） たばこ税の金額が上がっていることにつきましての御説明でございます。

たばこ税は、議員おっしゃられましたように、分煙、禁煙とか、あるいは健康志向によってたばこ税の喫煙者につきましては減少傾向にあるとは考えるところではございますけれども、平成30年度の予算につきましては、町内のたばこ販売店の新設分による増加と、旧三級品の税率が上がることで税収増加を見込んでおります。これにつきましては、長時間営業店、いわゆるコンビニのほうで28年度までは7社だったんですけども、それが10社ほどになってきているというところで、市町村たばこ税は、たばこ卸売販売業者が小売販売業者に製造たばこを売り渡したときに課される税となっているということで、あるその販売をするに当たっては一定の数量が売り渡しをされるというようなところで一定の数量が見込まれるというふうなことでございます。そういうことで数もふえておりますところでふえているところでございます。

そしてまた、旧三級品のたばこにつきましては、去年も430円ほど上がったんですけども、

30年度はまた645円ほど増額することになっておるところなんですけども、去年も増額はしたんですけども、実績におきましては29年度でも約1,700円以上予算よりか、今決算見込みでございまして、1,700円以上たばこのほうがふえてきている現状がございまして。それでまた、同じようにこういうコンビニであるとか、大型ドラッグストアとか、そういうのがふえてきている中で、それに比例してまたたばこ税のほうはふえてくると見込んでおります。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） コンビニがふえた、コンビニがふえたといっても、何キロ先にあつて、また近くに来たというて、今まで吸いやる本数は変わらないのですよ、喫煙者に対しては。近くにあつたさかいによけ吸うとか、そういうことは考えられないと思うんです。今の言う三級品、エコーとかああいうのは大幅に上がってくるという話も聞いてますけども、それよりか私は前から、前の課長のときも話したんですけど、視察に行ったときも話あつたんですけど、まず、ここのパチンコ店ありますわね、パチンコ店で遊戯した人は、換金するときに喫煙者はほとんどの方はあそこで1カートンなりを限定にしてあそこで換金してくるんですよ。その今のKBさんですか、名前言うて悪いですけど、今1社しかないんですけど、その仕入れのたばこ、これが町外から仕入れて入ってきて、うちは税入ってきてないと思うんですよ。ああいうのをこの前視察行った岐阜ですかあそこは、町内のたばこ業者から仕入れてもろうてやったら税がふえるんじゃないかということで、そういった話の中でやったら協力してもらってふえてきたというような実績があるというのは私視察の中で聞いてきましたんで、そういったことをして消費自体は同じであっても、そういう入ってくる要素が、もっとふえる要素があるというのを踏まえた中でもやっていったら、もっと確実な増税が見込めると思うんですよ。そういったことも踏まえて今後計画を立てるときには、やはりその税が上がるから、値上げがするからという単純なもんやなしに、もっとうちの町としてはどういった関係にしたら増額になるかという根拠をもうちょっと十分検討していったら何かが見えてくると思うんです。今後ともそういった形の中で検算していただきたいと思います。答弁は結構です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） 16ページの入湯税についてなんですけども、これ、先ほど説明の中で標準税額、税率に従って決めると言っていましたけども、これ増税とかそういうことは考えられないのですか。その辺お聞きします。

○議長（中岩和子君） 税務課長三隅君。

○税務課長（三隅祐治君） お答えします。

入湯税について、税額を上げることはできないかという御質問かと思っております。

現在那智勝浦町では、条例で150円と定めておるところでございます。これは、地方税法の標準税率をもとに設定しているところでございます。金額を上げることにつきましては、納税義務者であるのが入湯者の負担ということになってまいります。それにつきましては十分な協

議と準備が必要であると考えております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） 増税が難しいということでしたら、やっぱり入湯税の中でこの資料の中でもあるんですけども、観光協会の補助金ですとかいろいろ使われていると思うんですけど、誘客ばかり促進に、観光の振興に使われるっていうのもいいんですけども、来てもらったお客さんに対して目に見える形で使われているなど、観光の温泉に泊まったお客さんが支払う税ですから、そういう150円の中でこれはこれに使われているとか、そういうような使われ方も今後検討していただければと思いますけども、どうでしょうか。

○議長（中岩和子君） 濟いませぬ、使われ方なんですけど歳出になってくるので、それか総括かで。総括でお願いしたいと思ひます。

ほかに質疑はございませぬか。

質疑はございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑なしと認め、歳入全般について質疑を一時中止します。

次に、歳出の款1 議会費54ページから款3 民生費97ページまでと、1ページから14ページまでの議会費から民生費までの部分を含めて質疑を行います。

ちょっと待ってくださいね、失礼しました。52ページからやね、歳出や。

52ページからですね。失礼しました。52ページからです。

1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） 59ページの総務管理費、財産管理費の中の59ページの上のほうから6行目で、庁舎警備業務委託493万8,000円というのがあるんですけど、これ前は381万円ですとずっと継続してきて、25年度で370万7,000円になって、決算では360万4,000円になってるんですけど、あとこの平成28年度で508万1,000円になって、決算が493万8,000円になって、29年度が493万8,000円、決算はまだ出ませんから、今回493万8,000円のその決算と、29年度の予算と同じように出てきてるんですけど、これ381万8,000円から370万7,000円に下がって、今度予算で508万円に上がって、今度493万8,000円で横並びになって、こゝら辺はどういう理由があつてこゝだけ変動しているのか教えてください。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） お答えします。

庁舎警備業務委託の御質問です。議員おっしゃられた過去の資料は持っていないのでどういふ状況かわかりませぬけれども、本年度は前年度からの3年契約に基づく契約の見積額で予算計上させていただいておひます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） これ、金額の変動ずっと、この一気に上がつてゐるんですよ。言うたら

100万円ちょっと。その上がった理由、入札してあるのがどんなかわからんけど、その業者さんと話し合いあると思うんやけど、上がってある分がかなり上がってるんで、どういうふうな経緯で上がったかっていうのを伺いしてるんです。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） お答えします。

過去に上がった経緯っていうのは今現在資料を持ち合わせておりませんので、調べてまた回答させていただきます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 56ページの総務管理費の中の一般管理費、目一般管理費の節10の交際費、これ主に150万円ですが、具体的にこんなことを考えているとか、こんながありますとか、大体主なものを教えていただければと思います。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） お答えします。

交際費についての質問でございます。交際費につきましては、前年度と同額の150万円ほどを計上させていただいております。この交際費等の支出に関しましては、合宿誘致の差し入れとか、またこちらに来られたときのお土産とか、そういった今思いつくものとしてはそういったもので使用させていただいております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 今言ったんですが、これ町長のほうの交際費にあったの、それとも総務としての独自のあれですか。そこらだけ最後。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） 町長交際費でございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 一つお願いします。

81ページの社会福祉費のところの節8報償費の長寿記念品の162万9,000円ですけども、これはお年寄りに何か物品をプレゼントするんですけど、今はもう昔と違って物があふれてるんで、大概もう皆さん、大概のものは御自宅にあるんですね。よく聞かれるんですけども、せっかくいただいたけど使わなくてももう押し入れへしまったとか、そういうことを例年よう聞くんで、せっかく、これお金がもったいないっていうんじゃないかと、せっかくこんだけ支出するんやったら、そういう物ではなくて、何かもっとサービスっていうんですかね、何か別の、本人なり家族なりに喜ばれるような物をついていうんですか、何か考えられないかお聞きします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 81ページ、社会福祉費の報償費で、長寿記念品についてのお尋ねでございます。本町におきましては、長寿記念品といたしまして、85歳、90歳をお迎えした方、それから95歳以上の方、それから100歳以上というようなことで限定して高齢者の方に記念品、それから記念品に加えまして商品券、100歳以上の方については商品券をおつけしてお配りしている状況でございます。記念品につきましては、毎年バスタオルなり、タオルなり、足拭きマット、それからお年寄りが喜ばれるようなものをカタログ等から選んで商品を決定しているところでございます。正直申しまして、この商品につきましてはかなり苦勞して、どんなものがあるかってというような点につきましては熟慮しているところでございます。物というようなことで限定しているわけではございませんので、今後よりよいものがあればサービスなり、そのような形で提供できればいいかというようなことで今後考えていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 95ページの児童福祉費の中の使用料及び賃借料の中で防犯カメラ。これ、保護者からの要望があつて何基か、宇久井と勝浦と下里ですか、つけられるんで、どんな要望があつて、どういうところへつけてくれというのと、何基つけられるんか、その辺お聞きします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 児童措置費に係ります使用料及び賃借料で防犯カメラの設置についてお尋ねでございます。

防犯カメラにつきましては、今年度3つの保育所に設置する予定でございます。こちらにつきましては、昨今いろんなニュース等報道がなされてございます。そのようなことで危険といひますか、事故なりの防止というような観点から設置ということで要望を受けておるところでございます。今年度とりあえず園児の多い保育所ということで宇久井保育所、それから勝浦認定、下里の3つの保育所に設置をしてございます。こちらにつきましては、宇久井につきましてはそれぞれ施設の形状、大きさによって設置台数のほうが異なつてございます。今計画している分につきましては、カメラにつきましては宇久井が5台、それから認定が3台、それから下里が4台ということで、設置というような予定でしてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） これは、いろいろな事故があると言われて、保護者からのこの要望というのは、例えば送り迎えのときとか、園児を遊ばせるときとか、どういう保護者からの要望があつてこの防犯カメラなんか、どのようなところへつける目的でことし借り上げられるんか、その辺もう一度。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 設置場所についてでございます。基本的には屋外でございます。それから、全て屋外の部分が網羅できるような形で設置する予定としてございます。

あと、保護者の要望ということでございますが、先ほど申しましたが事故の防止の観点、それから後は危険な人物なりというふうなことでの対応ということでの要望というふうに私どものほうでは認識しております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 外から来る不審者とかということわかりますけど、これ例えば保育中の事故とかということもこのカメラで映してあるということですか。例えば、園児が保育所の中で保育中の事故があったときもそういうカメラを後で映像を見てこういうことがありましたということもわかるようなカメラなん。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 申しわけございません、説明不足でございました。あくまで外の部分でございます。園舎の中ではなく、外の部分についてでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑なしと認め、歳出の款1議会費から款3民生費までの質疑を一時中止します。

休憩します。

再開10時35分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時20分 休憩

10時34分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） 先ほどの荒尾議員の質問に対する回答でございます。

庁舎警備業務委託493万8,000円でございます。庁舎警備委託につきましては、平成28年度から平成30年度までの3カ年契約でございまして、平成30年度は最後の年になってございます。平成28年度の契約に当たりましては、4社の業者さんから見積入札をさせていただき、最低業者と契約しております。また、平成27年度は先ほど議員おっしゃられたとおり370万6,500円が契約額でございました。それも平成25年度からの3カ年契約で370万6,500円となっております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 次に、款4衛生費98ページから款6商工費127ページまでと、1ページか

ら14ページまでの衛生費から商工費までの分を含めて質疑を行います。

質疑はございませんか。

1 番荒尾君。

○1 番（荒尾典男君） 125ページの公園費、公園費の中の一番下の部分です。

19負担金、補助及び交付金吉野熊野国立公園美化清掃負担金の下の宇久井海と森の自然塾運営協議会補助金、これ平成21年までは200万円で、環境省との約束では人件費1人分と、プラス通信費ということで協定されてたらしいんですけども、平成22年で50万円、100万円から150万円に変わっています。これ、聞くとところによると、湊谷議員に聞いたんですけど、50万円、最初は100万円切られて、何とか150万円に戻ってっていう話もお伺いしてるんですが、環境省ほうの人、近畿の会計課長がかなり怒ってたという話を聞いてますんで、ここら辺環境省とのつながり、約束事ですので、ここら辺やっぱり戻していく必要があるんじゃないかというように思いますが、どうですか、そこら辺。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

議員おっしゃいますとおり、こちらの自然塾の補助金につきましては、21年まで200万円で、その後150万円に削られたということで、21年までですね。22年の第1回定例会のときにいろいろ先ほど議員さんおっしゃいました、議員さんと当局の中でいろいろ話し合っております。そういった中で当局の答弁といたしましては、5年たったら自立という話もあって150万円に減額させていただいておりますのでということで答弁はさせていただいているようにございます。

そしてまた、答弁の際、最後のほうで町と国、そしてまた契約、覚書、そういったものがございまして、2年間でビジターセンターもある程度運営できるような方向、そういったことも協議しながら補助金の見直しも協定書、覚書の関係で考えていきたいというような答弁もしております。そういった中で、今までそういった協議というの、今のところいたしておらない状況でございますので、協議書も私まだ見ておりませんので、そういったことを見ながら検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 1 番荒尾君。

○1 番（荒尾典男君） その見直してっていうのが大分必要やと思うんです。会計課長が来たときに、何か話し合いしてるときに近畿のその会計課長が、話している意味が——前町長です——わからんって言うてる。何をしゃべってるかさっぱりわからんって言って怒って帰ったっていうことも聞いてますんで、やっぱりその協定っていうのを最初にこっち側で決めるんじゃないかって、向こうの意見と聞きながら話をしますから、協定するときには。それが協定ですから、一方的にやるっていうのはやっぱりちょっとおかしいかなっていうのもありまして、もう一回環境省との何か、帰っていかれるときにやっぱり大分怒ってたみたいなんで、もうこうい

う町知らんとか言われてみたいなんで、だからそこら辺もう一回見直して、補助金なども、もうこの町はつけんでもええわみたいなのを、何か怒ってみたいなのを聞いたんで、やっぱり環境省とも仲よく、いいつき合いをしていくほうがいいんじゃないかと思えますんで、できたらちゃんと話し合いをして戻すことが、人件費1人分と通信費は持ちますよというて言ってって、5年に1回と言ったかな、何かもう一回協議しますっていう話になってるらしいんですけど、そこでもう一方的になってたっていうことでかなり怒ってみたいなんですよ。もう一回話し合いちゃんとしてつくっていくほうがいいと思います。今、このボランティアの人らで年間70万円負担しているらしいんです。その金額もなくなってきてるんやっていうことも言ってましたんで、そのボランティアの人らが一生懸命やってるらしいです。そこら辺も考えて、そのビジターセンターの方らともう一回話しをして、聞いてあげて決めていくほうがいいと思いますんで、よろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

議員おっしゃいますとおり、5年に1度の見直しといたしますが、そういうことも書いておるようでございます。ただ、この22年度予算以降、まだ5年目っていうのは協議も何もしてない状況でございますし、そしてまた、環境省との協定もございまして、その辺もう一度見直して御相談させていただいて検討していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） ページ121ページの観光協会の補助金の問題ですが、これ、昨年度よりも1,300万円ほどアップで積み上げされているのと、それから124ページなんですが、観光振興費の中の節19負担金、補助及び交付金のところで、昨年はここで那智大社の1700年、青岸渡寺1300年の記念事業ということで実行委員会補助金というのが2,000万円ついてるんですが、これはことは入ってないので、これはそやから昨年度でそのまま継続していくということかということか。

それから、先ほどの121ページで1,300万円ほどふえてますが、これはどういうことなのかということか2つお聞きしたいと思います。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

まず、121ページの町観光協会補助金が1,300万円ほど増額になっている関係でございますけれども、こちらのほう、資料のほうでも御説明させていただきましたけれども、1300年に係る奉祝記念行事費が1,405万円ほどございます。この増によりまして、観光協会補助金自体は若干の減でございますけれども、総額で1,300万円ほどの増額となっております。

議員おっしゃいましたとおり、その124ページの振興費の負担金、補助及び交付金のほうで前年度は奉祝記念事業費を計上させていただいておりましたが、本年度は協会の中で、去年も

実行委員会と申しまして協会のほうで事務局を持っていただいております関係で、本年度は協会のほうで引き続き行うということで、協会の補助金として出していきたいと考えてございます。そういった関係でこちらが振りかえたというような感じでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そうしますと、昨年度の実行委員会への補助金2,000万円と、今回は新たに1,300万円が補助ということで、合計3,300万円ということになるわけでしょうか。それお聞きします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 議員おっしゃいますとおり、前年度はその2,000万円の補助を行っております、引き続いて1,400万円ということになってきます。

以上です。

〔10番津本・光君「1,300万円、そのまま2,000万円」と呼ぶ〕

〔観光産業課長在仲靖二君「3,400万円です」と呼ぶ〕

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 3点お願いします。

109ページの農業費の節13の委託料の200万円、笹の子池廃止事業測量委託、これも大分前から桜ヶ丘の歴代の区長さんが要望していました。万が一これ崩れたら桜ヶ丘がやられるってことなんですけど、これ200万円が、これ見ると一般財源なんですか。これ、防災とかにも関係してくるんで、何かこの200万円でも国か県、そういう事業でいけないのか、当てはまるのがあったらこれもうちょっと節約もできるんですけど、この本体工事でも測量した後やると思うんですけど、それも結構なお金かかりそうなんで、やっぱりこういう防災絡みで事業に絡めたら町の持ち出しが少なく済むと思うんですけど、それ検討されてるかどうか。

あと、もう一点が118ページの水産のところ、節15の工事請負費のこの冷蔵庫ですね、これの高さ、平面図だと高さがわからないので、高さがどれぐらいになるかで、あとすぐには無理だと思うんですけど、もし相当な高さがあったら、屋上が避難する場所にできるのかわるか。

それともう一点、先ほど津本委員からもあった観光協会の補助金のこの6,000万円のところのうち資料でいただいた、例年やってるこの特別誘客事業ですとか、今回やる1300年、1700年記念事業のこのいろんな記念事業費のイベントですね。これいろんなことをやられるんですけど、これはもう観光協会さんにもほぼお任せしてこういうことをやるってことでなってるのか、町の観光産業課も加わってこの議論して、これになってるのかっていう、その辺のかわり方の度合いですね、もう全くお任せしてあるんか、観光産業課としてもかなり意見を言っかっていう事業をやるうっていうふうにしたのか、それだけを。

以上3点お聞きします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

笹の子池の関係でございますけれども、測量のほうは単独の事業となつてございますけれども、来年度につきましては県の補助事業になってきますので、補助金についてはどうかと思ひます。

それから、冷蔵庫でございますけれども、こちらのほうの高さは最大で10メートル50センチということで、今のところ設計上屋根の構造が陸屋根といいますか、平らな構造ではございません。若干の傾斜のついた屋根でございますが、そこへ防災的な避難所というのは今のところ考えてないところでございます。

そして、協会の補助金の関係でございますけれども、特別誘客事業につきましては協会主体で毎年やっているものでございまして、協会からの予算要求ということで当課のほうも予算要求のほう聞かせていただきまして判断をさせていただいているところでございます。

そして、奉祝記念行事につきましては、前回、前年度の実績等も考えまして協会のほうでいろいろ案を出していただきました。その中で、観光産業課のほうも一緒にまざつてこういった事業をやれるのかと、またやって効果があるのかなというところで、例えば言いますと去年度ありました婚活列車の事業でありますとかはちょっと効果ないねという話で切ったり、そういったことをやってございます。当然奉祝記念事業でございますので、観光産業課のほうも一緒に事業に携わっていきたくと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

8番引地君。

○8番（引地稔治君） 111ページ的那智駅交流センター管理費のところなんですけど、これもうそろそろいつまでやっても赤字のやつはなかなか減らんもんで、何とか契約も考えていろいろな契約方法も考える、これ指定管理者っていうこともやってみやんと、いつまでもこの状態ずっと赤の部分を抱えたあるというのも大変やから、これそういうことも考えてないのかというのと。

もう一点、123ページの委託料のところ、アドバイザー業務委託、これコンサルかな。聞きやったらコンサルみたいな感じやっけんと、旅行会社か、多分コンサルみたいな感じやっけんと、これお願いします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

まず、那智駅交流センターでございますけれども、議員おっしゃいますとおり通年収支のほうは1,000万円余りの赤字を計上しておるところでございます。公の温泉施設といいますか、温泉施設のある道の駅といたしまして今までずっとやってきたわけでございますけれども、道の駅の施設の部分もございまして、なかなか黒字っていうわけにはいかないと思つてございます。そういった中で、いずれは指定管理にいたしていきたいなどは考えてございますけれども、

具体的にその上のほうといろいろ話ができておりませんので、この先話はしていきたいと考えてございます。

そして、アドバイザー業務委託でございます。こちらのほうは、コンサルに頼んで観光基本計画を策定するというものではございません。この観光基本計画を策定するには、やはり地域の住民の方、そしてまた各団体の方が御意見を聞きながらみんなで作っていかないと考えております。そういった中で、外の考えを聞かせていただいて、その意見を取り入れながらやるために議員もおっしゃいましたとおりじゃらんでありますとか、それから楽天トラベルでありますとか、その辺から来ていただいてアドバイスをいただきながら基本計画をつくっていくというような格好にしていきたいと考えてございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） まず、道の駅のやつなんやけど、物品の販売の農産物、これは販売のほうで黒字、300万円から400万円ぐらいですよ。こっちのお風呂のほうで、僕お風呂改修して3,000万円もかけるんやったらもうやめとけやうたんですけど、負の部分、そこも踏まえて一度このままの状態ですらいつまでやってもあそこ改善できんでしょう、赤字の部分。何か手打たなあかんじゃないですか。いつまでも赤字のあの施設、そのまま何の手も打たんとっていうの。確かに指定管理者して公募しても来てくれんかもわかりませんよ。なかなか利益の上がないところですからね。それが、たとえ1,000万円の赤字が、700万円、800万円、600万円、もしかしたら指定管理者がすることによって500万円ぐらいに減るかもわからん。そのときの契約内容もいろいろあるでしょうけど、それで公募して、その来た人と、来た団体と話をして、いろんな方法、ほんで今町長おらんからあれなんですけど、一遍検討してみてくださいね。もしかしたら、この負の部分ちょっとでも改善できたらそれにこしたことはないですから。

ほんで、次のアドバイザーっていう210万円ですか。私これ分課設置条例あるじゃないですか。あれも僕町長自体観光に意欲がある、またいろんな構想とか、わがの知識、また考えがあって、具体策聞きたかってんけど、おらんさか聞けなかつたんですけど、あるやろということ賛成させてもらったんですよ。その中で、またこのアドバイザーのこのお金、本当についていうのがちょっと残念な気がしたんですけど。ほかの皆さんの知恵を聞いて使うお金でしょう。町長自体にいろんな考え、また観光局長もした人ですから、いろいろ案があって、これお金使わないでも、そもそも何かええ案があるんじゃないかという期待も込めて分課設置条例も賛成したんですからね。このお金、何か腑に落ちんなどという気もあつたんですけど、これは現実町長が予算、この予算当然見たと思うんですけど、これ提案は観光課、課から出されたものですか。町長から出されたもんなんですか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

道の駅なちにつきましては、また相談する上で検討はしていきたいとは考えてございます。

そして、アドバイザーにつきましては観光産業課のほうから予算要求を上げたものでござ

います。町長さんのほうもいろいろ公約の中でも基本計画を立てるといような公約もしてございまして、そういった中でこういった事業を予算要求をかけたところ、町長さんにもいろいろ考えもあるようではございましたけども、全て全て聞かせてはいただいておりません。そういった中でこういうよそからの考えも取り入れるのもいいことやということで予算のほうを計上させていただいたところでございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 8番引地君。

○8番（引地稔治君） そしたらこれ、もしかしたら使わないかもわからないですね、この予算。じゃらんとかそういう人の意見を聞くための費用なんですか、これ。どれぐらいのその、あ、ええよ。

じゃらんだけなんですか。じゃらんとか楽天トラベルとか。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 予算の執行に当たっては、十分留意いたしまして、効果のある予算の執行を心がけていきたいと考えてございますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 先ほど曾根議員も聞いたんですけど、笹の子池。

○議長（中岩和子君） 何ページですか。

○12番（東 信介君） 109ページです。

これは、俗に言うひょうたん池のことを言うのかな。製材所のある奥の池のこと。これ、廃止になってどのようなやり方されるんかわからんですけど、以前に災害土砂の場合やったら大谷でいけるけど、それ以外の土砂が入るとこないんやっということもお聞きしたことあるんで、そういう埋め立てされるに、もし埋め立てされるんやったらそういうことも検討のうちに入るものなのかが一点と。

112ページの交流センター費、那智駅交流センター管理費の中の駐車場用地借上料ですか、これ多分以前に売っていただけたのやと、まだある程度民地が残ったあって売っていただけたねやっお聞きしたんですけど、もうこんな毎年毎年この金額払うんやったら、もう一度買えるか買えんかお聞きして、買えるんやったら、もう毎年この金額払うんやったら買ったほうが安くつくん違うんかというの一点と、これ何坪あるんかなと思って思ったのと。

114ページの林業振興費の中の節8の報償費ですか。これ有害駆除報償に1,559万円ですか。これ、県支出金の中の枠外の歳入のほうの話はあれなんですけど、1,548万円の県支出金があって、ほとんどこれに使われて、いろいろあちこちで話聞くんですけど、有害がまだ、その有害の被害が多くて町はどんなにしやるんってというようなことで、この金額イコール町単ではどのくらいその有害についてお金出していきやるんかなと思うのが一点と。

先ほど引地議員も聞いたんですけど、アドバイザーとこの辺のARパンフとか、VR撮影とか、説明を受けてあらかたわかったんですけど、もうちょっと丁寧なわかりやすい説明して

いただきたいなというのが一点と。

最後に、124ページの備品購入のグラスカヌーなんですけど、多分場所的に言うたら那智湾でやられるということでテーブルサンゴとかも那智湾には結構あるんでその辺を利用していただきたいなというのが一点で、済みませんがよろしくをお願いします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

まず、笹の子池の関係でございますけども、こちらのほうは来年度の工事といたしましては埋め立てではございません。堤のほうがかなり弱っているということで、急な崩壊について災害になるということでございますので、その堤をV字カットいたしまして、水が常に少しずつ流れるような状態に持っていく工事と聞いております。

そして、那智駅交流センターの駐車場の用地の借り上げでございますけども、こちらのほうは議員おっしゃいますとおり毎年このぐらいの金額が上がってきておるところではございますけども、購入につきましては交渉等私来てからしたことがございまして、また先々考えていきたいと思っております。

そして、有害駆除報償でございますけども、こちらのほうは鳥獣害の対策でございます、鳥獣をとった場合に県からの補助金を受けてその分報償費としてお出ししている費用でございます。そういった中で、町単独でどのような事業をしているかというお話でございましたけども、町単独ではございませんけども、現在はその地域おこし協力隊の皆さんと一緒に3名雇いまして、それで各地域の鳥獣害に対して事業を行っているところでございまして、補助金はございませんけども特別交付税を受けてそういったことをやっていく方向でございます。

そして、VR等々ですか、アドバイザーからですけども、先ほども御説明させていただきましたけども、観光基本計画を策定するに当たり、外の、ほかからの御意見をいただきながらアドバイスしていただくということで考えてございます。先ほども申しましたとおり、じゃらんなり、楽天トラベルなりのほうの専門家を招いて、こちらで地域のほうで考えた観光基本計画についてアドバイスをもらっていただく。具体的には、観光資源に関する住民意識調査とか、分析などを前年度に済ませておりまして、そういったものも利用しながらやっていきたいと。そしてまた、商工関係や観光関係者の地域で実際に観光事業を担っている中核の人材、実働隊の皆さんと言ったらよろしいでしょうか、そういった方々と前年度も4回から6回懇談会を開催いたしまして、観光基本計画の準備の段階ですけども、そういったこともやってございます。そういった話をまとめた中で専門家に見ていただいてアドバイスを受けるというような事業になってございます。

そしてまた、VRの撮影でございますけども、こちらのほうはスマートフォンで映像を見えるものでございますけども、スマートフォンによって見えるものも見えないものもあるんですけども、実際ネットのほうではかなりの数が上がってきております。通常、VRですので3D用の眼鏡をかけると立体で見えるものでございますけども、これは眼鏡をかけなくてもスマートフォンをこういった形で動かしますとそっちの景色が見えるというような多方向性といいま

すか、そういった画像を作成していくようなものでございます。

そして、グラスカヌーでございますけども、こちらのほうは那智の浜でやるということで、議員おっしゃいますとおり少し沖に出させていただいて、人工リーフ、あるいはその人工リーフの沖のほうはかなり透明度もございまして、おっしゃいますとおりサンゴであるとかそういったものも見えるかと思っておりますので、現在サップのほうやっただいていただいている方々とこちらのほうは相談しながら事業を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 笹の子池のことだけお聞きします。

これ、来年度もV字カットするとかというのやったら県費補助でやられる。県もそういうことをオーケーされていて、県費補助くれると思うんですけど、もしその県も多分公共残土の行き場所に困ったあるんやと思うけど、かなりの量が、そこへ捨てるんやったらどんなになるのかわからんですけど、そういう検討もされたら公共残土もかなり入るのではないんかなと思うんですけど、そういうことも県も検討されてるんか、こっちも検討していけるのか、その辺。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

埋め立てにつきましても一応検討はさせていただきましたけども、実はあそこは熊野古道大辺路の道になっておりまして、そこを工事車両といいますか、そういったことはやりにくいということで、今回V字カットでやらせていただくということでございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。関連でも。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ただいま東議員が聞いておりました池の関係ですけども、ため池。109ページの関係なんですけども、その県の廃止事業の中へ乗せて対応していくということで、そして今後工事は、あれは2分の1の補助になるんですかね、県の。そういうことになると思うんですけども、そのV字カットでした場合に、その池は残るんですね、今話聞いてたら。そうした場合には、そのカットしたところは堰堤形式みたいな、堰堤のようなそういう水の出口をつくるのかどうか、カットしたらそのまま放置するのか、どんなんか。その点お尋ねしたいんです。

そして、ほかに町内にも使用をほとんどされていないと思われるようなため池もあるんですけども、例を言いますと八尺鏡野のところに寺下商店があって、その上のところにまだ立派な水が満々と蓄えているため池があるんですけども、ほとんど使われていないと思うんですが、そういうものについて今後検討していくのかどうかもお尋ねします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

笹の子池の関係でございますけども、来年度の工事につきましては、先ほど申しましたとおりV字カット等で水の道をつくっていくということでございまして、具体的には今年度、30年度に設計していくということで、中身のほうは申しわけございませんけど聞いてございません。

それから、ほかの使用してないため池でございますけども、こちらのほうも多分危険なものもございまして、以前にため池ハザードマップもつくらせていただいているところでございますけども、そういった中で皆さんの要望等を聞きながら考慮していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） そうすると、この事業を測量委託自体、これは町が委託するんやの。そして、県のどういう状況あれというか、ちょっと聞かなわからんということなんですけども、それは町と県と話し合いながら、打ち合わせしながらこの廃止事業の測量委託をしていくということなんかな。今ちょっと県のほうの状況がどんなかわからんっていう話もあったんですけど、それはどなん。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

測量設計のほうは町でやらせていただくということで、来年度のその工事の内容、V字カットのやり方等々私のほうは聞いていないということでございまして、申しわけございません、県と相談しながらということではなく、この事業を最初に手がけるにつきましては県のほうと十分協議いたしまして、そしてまた2カ年事業で来年度県の補助事業でやるということの決め事やっております。工事の内容につきましては、測量でやっていって、中身については私のほうが聞いていないというだけで、担当のほうは聞いておるかと思うんですけど、申しわけございません。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

11番森本君。

○11番（森本隆夫君） 118ページの冷蔵庫の設備ですけども、少し説明はあったわけですけども、もう少しちゃんと教えていただきたいと、こういうことであります。

急速冷凍が40トン、超冷蔵庫が500トン、一般冷凍が2,500トンという数量があるわけですけど、このどういうふうに、どんなものを仕分けてこれ入れるんやろか。その作業を教えてくださいたいと思います。

それと、120ページの空き店舗活用事業補助金というのがありますが、これは前に説明あったかと思いますが、この適用地域は築地であろうというふうに僕は認識してるんです。もう少し範囲を広めてできないものか、一回そこの検討を教えてくださいたいと思います。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

冷凍冷蔵庫の関係でございますけども、冷凍室で冷凍いたしましてから、保管庫、マイナス60度とマイナス25度ということでございます。こちらのほうは今までどおりマグロの餌等の凍結の保管庫、そしてツナ缶に回るようにマグロの保管を行っていきたいと考えてございます。

それから、空き店舗対策事業でございますけども、議員おっしゃいますとおり現状は築地の商店街でございますけども、やはり前年度も2店舗の予算を予定しておりましたけども1店舗しかない状況でございますので、少し範囲のほうを広げたいと考えてございまして、そちらの今現在検討中でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 11番森本君。

○11番（森本隆夫君） この冷蔵庫ですけど、ここまで来るまでにいいさしかかったわけですね。そして、魚商と市場の要望があって、これを執行してきたわけですけども、この設備に当たってその担当者と協議されたことはあるんでしょうか。どのように要望された方々が本当にこれでいいのかどうかという御返事までいただいてあろうと思うんですよ。しかし、こちらの御意見を検討した課題の中になかったかどうかというのを教えていただきたいと。こういうことが一つと。

それで、この完成は、工期はいつごろになるんですか、工期終了、完成時期は。と同時に、あそこは第3売り場の荷さばき場だったんですよね。それが、今1と2しかないわけですね、第1売り場、第2売り場と。ですから、手狭になっていることは確かで、そして入札も第1のほうは2回転か3回転せなあかんような状態が続いておると思うんです。それで、今繁忙期ですから、僕もちゃんと見てきてはないんですけど、本当に大変な、魚商の方も、そして荷揚げされる船の方も、大変苦勞してくれやと思います。ですから、僕第3売り場がなくなったというのが大変市場も苦勞してやっておると思うんですけども、それで、この冷蔵庫の完成と同時に漁冷の冷蔵庫ありますね、魚市場のほうの冷蔵庫、あれはもう県からもらったわけですね、上、下。ですけども、建物をあれ解体するって大変なことなんですよね。ですから、そのうちの冷蔵庫ができると同時ぐらいにあれを県と相談しながら解体できるような方向で進めていただいたら、今度は第3売り場にかわるものがあそこにできると僕は思うんです。そしてまた、すごく便利も大変よくなると思うんです。そこらも含めてやっていただきたいと、かように思います。

それと、次の空き店舗なんですけども、観光棧橋からの準じた道がありますね、駅前を向いていく。あそこは築地じゃなくて神明のほうも第3銀行から、中ノ町と神明と、こういうふうな地名になってるんですよね。そこらで本当に不可能なのか、それとも、そうか、それやったら言うこと聞いてあげようかと、範囲も広めようかと、こういうことにならんのかどうか、一回検討を加えていただきたいと思います。

僕は、築地の範囲っていうのは、本当に駅前から漁会向いての範囲だというふうな認識しかないんです。ですから、もう少し範囲を広げてあげてくれたらなと、こういうふうに思いますし、一回検討をしていただきたいと思います。

それで、この2,500トンの冷蔵庫っていうのは、これが一番大事な施設なんですよ。今言うビンチョウマグロの、ほとんどここへ入るのではなからうかと僕は思うんですよ。ですから、今の時期になりますとビンチョウマグロがすごく入港船が持ってきておるわけですね。数量としたら何割、六、七割のもっとあるビンチョウの水揚げだと思えます。そして、この2,500トンの中へ冷凍してもらいやるんじゃないかと僕は思うんですけども、そこらのあたりが今お聞かせ願いたいと思うのと。

それと、魚商組合と魚市場の冷蔵庫のこの今3種類に分ける容量っていうのはどのぐらいあったことになってるんですか。それを対象にして、このことを施設をうちは考えてるんやろと思えますよ。ですから、魚商の冷蔵庫と漁協の冷蔵庫と合わせて、1、2、3とこういう種別のものがどんだけあったか、検討されたのか、一回教えていただきたいです。こう思います。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

まず、冷凍冷蔵庫の関係でございます。こちらにつきましては、魚商、それから冷凍株式会社、設計会社、そして役場観光産業課、あと漁協ですね、そういった方々みんな集まっていたきまして、こういう施設で大丈夫であろうかという会議を数回持たせていただいた結果、こういった形になってきてございますので、土地等々が狭い関係で若干手狭ではございますけども、これでいけるという皆さんの判断もございまして設計をさせていただいておりますのでございます。

そして、工期のほうでございますけども、来年度入ってから発注ということでございますので、今のところわかりかねます。

そして、2,500トンの中へ入るビンチョウマグロでございますけども、私が考えるに、生で搬出されるビンチョウですね、生で搬出されるビンチョウ以外の生食として使えないビンチョウについてこちらの冷蔵庫に入っていると考えてございます。そういった中で、今までの冷蔵庫の使用状況では、今までかなり大きな冷蔵庫でございましたので、かなり余っている状況でございまして、冷房費といいますか、凍結費もかなり余分にいつている状況でございましたので、こういう2,500トンの中へ十分入るといいう話の中でこの大きさをいかせていただいております。

そして、空き店舗の関係でございますけども、先ほども説明させていただきましたけども、前年度も1店舗しか応募がなかったということで、30年度につきましてはちょっと範囲を広げさせていただきまして、募集をかけるのを今検討中でございます。

冷蔵庫の解体の関係でございます。議員おっしゃいますとおり、冷蔵庫を建てるに当たって第3売り場を壊してしまいましたので、市場がかなり手狭であるというのは私どもも十分認識してございまして、すぐに冷蔵庫を移転してあちらを壊してあちらへ市場を新設するなりという話でございますけども、当然今の第1の向こう側、海側について市場を広げる考えがございまして、それにはまずあそこの冷蔵庫を壊さないといけないと。なおかつ、現状普通の市場で

はなくて衛生管理型の市場が現状必要となってきました。今マグロのほう、市場の床に直置きといいますか、そういったことをやってるのはもうほとんどなくなってきております。勝浦市場ともう一カ所だったと思います。そういった中でやっぱり衛生管理型のきっちりとした市場を計画的にあそこの旧冷蔵庫のほうに建てていく計画を立てていかないとだめだということをご認識してございまして、県漁連等々ともそういった方向で話しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 11番森本君。

○11番（森本隆夫君） 課長、その今魚商の冷蔵庫がどんだけ、何トンの設備やよ、漁協の魚市場のほうの冷蔵庫がこんだけの数量を賄えるよと、こういうふうな数量はわからんのですか。

それと、今課長が申し上げてくれましたけども、これからは衛生が大変大事になってくると思いますし、いろいろな箇所から徹底されるようなことが出てこようかと思えます。それで、あそこの僕は一番いつでも思うんですけども、トイレですね、本当にあれでいいのかっていうのは、生ものを扱うところでありながら、もう少しきれいなトイレでなければ、不衛生なことになってくると思うんです。それが全然古い状態で、そして不能箇所もあるわけですね、中に。ですから、もう少しきれいなトイレにしてあげないと、衛生的にまた指摘されるんやないかと、このようなことが私思うんですけども、そこらあたりも含めてやっていただきたいと思えます。

そして、今課長が漁協の冷蔵庫の解体についての売り場設定を考えておるんだと、こういうことをおっしゃってくれましたけども、この本当の今の冷蔵庫ができるようになったら、もうあっちも同時に壊してやるよと、こういうふうなところに詰めておくと、冷蔵庫が建ったって終わってからでは遅いと思うんですよ。冷蔵庫が完成すると同時にあそこを解体して、第3売り場の市場の面積をとれるぐらいのものをつくってあげたらと、こう思いますね。ですから、本当にこの数量でいいのかどうかわかりませんが、揚場が大変僕は苦勞しておると思うんですよ。ですから、もっともときれいに揚げられるような作業場にしてあげていただきたいと、こう思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

答弁が漏れて申しわけございません。旧の冷蔵施設でございますけども、魚商さんのほう、ちょっと覚えてございませんが、旧勝浦漁協さんの冷蔵庫につきましては、たしか3,500トンあったかと思えます。それに比べればかなり小さなものに、コンパクトなものになってこようかと思えます。そして、解体等につきましては、また先ほども申しましたとおり順次やっていきたいという考えがございます。そしてまた、冷凍冷蔵庫が新設、完成いたしましても、冷蔵庫の中身、これ移す作業かなり時間がかかるというふうにも聞いてございますので、同時に壊すというふうな早期的なことはちょっと難しいかなとは考えてございます。そういったことも踏まえまして、これからも町全体のあれもございまして、私のほうはそれを踏まえて考えて

いきたいと考えてございます。

そしてまた、トイレの関係でございますけども、議員おっしゃいますとおりかなりきれいでございますので、衛生的にちょっと考えていかなあかなんというのは私どもも認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑なしと認め、款4衛生費から款6商工費までの質疑を一時中止します。

休憩します。

再開13時。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時34分 休憩

13時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

次に、款7土木費128ページから款13予備費174ページ、給与費明細書175ページから181ページと、1ページから14ページまでの土木費から予備費までの分を含めて質疑を行います。

9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 2点ほどお聞きします。

まず、129ページの土木総務費の中の工事請負費の通学路区画線整備工事の300万円ですけども、説明では市野々地区の白線の整備ということで説明されておったんですけども、この内容的には、これ路側帯の白線を引くのか、それとも文字で通学路という表示をするのか、そこら辺の詳細をお聞かせください。

それから、あと一点では、ちょっと重なりますけども、132ページの委託料のトンネル点検業務委託料1,700万円と、次の134ページの橋梁維持費の中の委託料、橋梁点検業務委託、この2点について、この30年度予算の資料を見ましたら、この中でちょっと疑問に思ったんですけども、これ国が古い施設を点検せいという方向だと思うんですけども、このトンネル点検業務委託、この10ページですか、資料の。その中の道路維持費の中のトンネル点検業務委託、これには国により義務づけられたトンネルの点検委託料9カ所ですね。それから、その下のほうの橋梁維持費の橋梁点検委託業務の1,250万円では、これ法律により義務づけられた橋梁の点検委託料10カ所分とありますけども、この国によりと、法律によりというこの差異はどちら辺が違うものなのかお聞かせください。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 通学路区画線につきましては、路側の白線工事でございます。文字等は基本的には道路には記入いたしません。

そして、トンネル点検と橋梁点検の法律によるか、国によるということですが、どちらも道路法改正による点検が義務づけられまして、資料の「法律による」と「国による」という差異はございません。表記の仕方が紛らわしくなっております。申しわけございません。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） 通学路区画線については、これ路側の白線となったら、通常の道路、町道関係でも白線、路側帯は白線してますよね。そういった中でこの通学路となったら教育委員会のほうにも関連してくるんやと思うけど、白線のままでしたらこの通学路の意味がちょっと理解しにくいんやけども、普通でしたら、自転車道の場合やったら国道なり、臨海でもそうですけども、青で区切ってますよね。そういったような安全、児童の安全をするためには、やっぱり白やなしに色を変えてするとか、そういう方法がないんかどうか、その一点と。

それから、今の言う表示の仕方が悪いというトンネルと橋梁、この資料による国と法律、どっちが正しいんですか。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 通学路につきましては、幅員の狭い箇所が多くございまして、両側に白線を引いて、車両が余り歩行者が通る路側側に寄らないようにするために白線を引きます。御指摘のように青いラインが広い道なんかには引かれているかと思うんですけども、その辺も対策の一つ、通学路の対策工事、区画線工事の対策の中に入っております、それらの広い場所では、あるいは交通量の多い場所では検討させていただきたいと思います。

それと、「国による」と「法律による」の違いですけども、国のほうで法改正がされましたので、正確に言いますと「国の法改正による」という言い方が正しいかと思います。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 9番亀井君。

○9番（亀井二三男君） それなら、まだ道路の狭い部分の路側の側線の白線ということになって、それで十分児童たちが通学路としてその路側の外側を歩けるんかどうかのものが、普通に難しいと思うんです。狭いところやったら路側したらその外側はすぐ側溝なり、何なりになってくると思うんで十分考えて、普通の区画線の整備工事だけだったら僕も何もないんですけど、これ通学路ってなってますんで、十分その点考えてやっていただきたいと思います。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 施工に当たりましては、児童の安全を十分配慮した上で白線工事をやりたいと思います。また、白線のないところもちろん引くんですが、通学路になっている道路で白線がかなり古くて消えかかっているような路線もこの工事に入っておりますので、その辺も加味した上で十分配慮したいと思います。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） ページ130ページの土木費の総務費のところで、節19負担金、補助及び交付金の分です。

高速道路をつなぐ建設促進那智勝浦町協議会の補助金の50万円の問題ですが、これは前にも私言いましたし、質問のときにも言ったんですが、一般質問でも言いましたが、やっぱり個人の人たちが中心になってする運動団体に公的な補助を与えるというのは、それでもって住民運動に参加をさせるって、これ僕は許されないと思うんですけどね。そこらは、先ほどの説明の中では、ことしは対象も広げていくというようなことを言われてましたけども、これまで、そうであれば今回の今後の分はないとしてそういうように言われましたけれども、今までの経緯を見るとほぼ同じ人がずっと参加してますよね。だから、そこも一つどういうふうにお考えなのかということをお聞きしたい。

それから次は、155ページの教育費関係ですが、目2の教育振興費になると思うんですが、155ページに給食関係のやつが載っております、助成事業も含めて。ここで中学校給食については、先ほどの町長選挙でもそうですし、両陣営のほうから中学校給食については早期に実施しますということで、すぐかかるということと言われてたと思うんですが、それに対する調査費とか、そういうようなものがこの中に出されておられませんので、それをちょっとお聞きしたい。

それから、161ページ、これも教育費関係の目3の子ども会費の中で161ページですね、下のほうに、子ども会指導員報酬3人の分ということで、その下に子ども会指導者謝礼とあるんですが、指導員が報酬3人出てるんだけど、この指導者謝礼というのはこれどういうあれなのかということで、その3点お聞きしたいと思います。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 議員御指摘のように、今までは偏ったメンバーで要望活動を行っているとっております。したがって、これからは構成団体であります南紀くろしお商工会ですとか、あるいは各漁協関係者、あるいは観光関係者、またみくまの農業協同組合ですとか、各分野の産業の方々を代表して何名かで要望活動を行いたいと考えております。何とぞ御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 議員御指摘の155ページの学校給食の関係でございます。

中学校給食についての経費についての御質問だったかと思いますが、中学校給食につきましては、今現在教育委員会の内部で検討させていただいております。方法、どういった形で実施するのか、そういったものを含めまして、また教育委員会内、そして議会のほうの委員会さんとも相談させていただきながら準備を進めさせていただき、方向性が決まった段階で、また補正予算を上げさせていただけたらと思っておりますのでございます。

続きまして、161ページ子ども会費の節8報償費、子ども会指導者謝礼の中身でございます。

これにつきましては、月に2回子ども会に参加している子供さんたちを勝浦小学校の体育館

でスポーツ指導というのをしております。それに対する謝礼でございます。

以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 最初のほうですが、高速道路の関係ですが、今課長が説明されたような中身であれば、これまでも連合区長会の方たちも参加したとか、そういう形での高速道路促進協議会、そういうやつも多分あったと思うんですが。だから、そこらでやっていくほうが僕は筋としては普通なんではないかなというふうに思います。ほんで、この間のずっと何年間かその分、それは前町長の間はそれでよかったんかもしれないですけども、こういったところは私は非常に、私もいろんな住民運動のかかわってきましたんで、それが公費でできるとなれば、これほんまに問題だと思うんで、そこは早急に対応を考えていただきたい。当面、ことしの場合には予算化している段階で、私は町長の見解も聞かれませんので、それはことしの方はそういうふうになったとしても結構ですが、ただ、ちょっと私、用途のほうは気になりますんで、一部去年の分は荒尾議員から見せていただいた分があるんですが、それまでの分で東京へ要請に行かれたときの用途明細、これを発足してからのを見せていただいけませんか。資料の提供を求めたいと、発足してからの分で。そういうやつは資料は出していただいけませんか。それはお願いできたらと思いますが、それが一つ。

それから、給食費の関係では、今検討しているということですが、できることならいろんな用途、方法があるとは思いますが、最近気になるのは、民間に委託して給食のサービスをやる場合に、いろんな問題、ノロウイルスの問題いろいろ起こってますんで、そこらも丁寧に検討していただいて、できるだけ子供たちにとっていい方法の給食ができるようにしていただければと思います。

以上です。

1番目の分だけもう一回お願いします。

○議長（中岩和子君） 津本議員、ただいまの高速道路をつなぐ会の予算のあれなんですけど、ちょっと今予算の質疑では入りませんので、そのことは申しわけございませんけど。

○10番（津本・光君） なら、その分については直接課のほうに行ってみせていただいいていいですね。はい、了解です。

○議長（中岩和子君） はい、この場ではちょっとできませんので。

教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 今中学校給食につきましては、議員おっしゃりますように、子供たちの安心・安全を念頭に置きまして種々検討してまいりたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 146ページの消防費の中の災害対策費ですか、避難困難地域検討業務委託ですか、ちょっと聞きそびれたんで、この辺を一点と。

津波避難タワーの用地調査業務委託なんですけど、これは宇久井と築地やということだったんですけど、関係資料の中の宇久井の関係資料が入ってたんですけど、地区からの要望があっ  
てここではどうかという話になっていると思うんですけど、その地区との折衝の中で避難基準  
とか、例えば1分間に何メートルとかということで、湊地区の予定されてる円のほうよりか  
うんと海側のほうはかなり道が狭くて、あそこでもいいのかなという疑問が湧いてきたのが一  
点と。

その下側で備品購入のところで、簡易無線と遠距離制御のこの辺の説明、衛星電話は病院に  
新設するのにというところ、もう一度この辺説明していただけたらお願いします。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） 1つ目の津波避難困難地域検討業務委託でございます。400万円ござ  
います。これにつきましては、宇久井、天満、下里地区で県が予定しております護岸の耐震化  
工事により、三連動地震による津波避難困難地域が大きく変わることが予想されるため、護岸  
整備後の津波避難困難地域を再検討するものでございまして、そのための津波シミュレーショ  
ンの業務を委託するものでございます。

もう一点、宇久井湊地区の津波避難タワーの件でございます。この資料であります円の丸を  
しているところでございます。現在、この小さい丸のところ为建设候補予定地でございます。  
ちょうどNTTさんがあるところでございます。あの辺のあたりでございます。海岸のほうで  
もいけるんじゃないかなということの御質問だったと思いますけれども、なかなかこちらの円  
の北側といいますか、国道側のある方がなかなか海岸の、万一津波が来た場合に海岸のほうに  
タワーがあるということでなかなか行きにくいということで、そしてまた道路も狭い、また建  
設にも支障があるということで現在この場所を選定してございます。

もう一点の備品購入費のことになります。説明欄1行目の簡易無線機19万5,000円と、2行  
目の遠隔制御装置60万5,000円につきましては、新病院への簡易無線局設置に係る費用となっ  
てます。また、3行目の衛星携帯電話と4行目のテレビですけれども、災害対策本部の代替施  
設への資材の整備に要する費用となっています。仮に本庁舎が使えなくなったような状態の  
ときに、現在地域防災計画では勝浦小学校を指定してございます。ですから、勝浦小学校へのそ  
ういう備品を整備するものとなってございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） 宇久井の避難タワーのこの場所というのは、地元区との折衝の中でこ  
にお願いしますということ。で、これより北側というのは、やっぱり海に向いては避難しにく  
いと思うんで、もっとこの南側の海岸のほうに近いところは道が狭くて、もう少しそっちへ寄  
せてもいいのではないかなと思うんですけど、もっと湊の区民会館みたいなどの近くのほ  
うが、この狭いところから出てくるときに住民の方との話し合いの中で、もし何かがあったら  
逃げにくいんですよ、この辺はっていうことを説明されてのその地元との場所決定なんかなと  
思って、その辺が疑問に湧いたのと。

もう一点、その新病院に簡易無線局というのは、これはどういうあれですか。ほかの病院とか、そういう、どういう形で簡易無線局が必要なのか、その辺をお聞きします。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） お答えします。

宇久井の避難タワーの場所なんですけれども、当然地元区さん、また区長さんとも協議の上、ここの場所に決めております。また、用地取得っていうこともございますので、用地取得が可能なところということで現在ここを建設候補地として交渉してございます。

また、病院のほうなんですけれども、その辺の詳細については私のほう存じませんので、また後ほど回答させていただきます。

○議長（中岩和子君） ほかに。

12番東君。

○12番（東 信介君） ちょっと話はそれるんですけど、そのどこの避難タワーの地元との交渉の中でも、やっぱり円を描いた真ん中っていうのは基本的なことやと思うんですけど、どの辺の地区の人が逃げづらいとかということを防災の専門家がいるんで、役場の場合、やっぱりこっちの人のほうが避難しにくいよ、こっちの人のほうが津波が来るの時間が早いよって、ただ円を描いて真ん中という形じゃなしに、もうちょっと説明を地元区の自主防の方らと話して、この辺のエリアは幅が1メートル50しか、2線引きの里道しかないんやよとかというところを考慮して説明してあげて、それでいかがですかっていうて地元区のほうから回答が出てきたらいいですけど、本当に円を描いてその真ん中ですよというような形やったら避難しにくいところの人のほうがふえてくるんと違うかなと思って。これ以前の下里もそうでしたけど、そういう説明があつての地元区との交渉をされてあるんかなと思って。ちゃんと詳しく説明されてあるのかなと、その辺お聞きします。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） 宇久井避難タワーの場所の件でございます。議員さんおっしゃられるとおり、当然そういうことも考慮しながら地元区とは相談しております。また、本来ならば議員おっしゃられるとおりもう少し海側のほうがベストかなとは考えております。単純にこの丸の中心にもってきたっていうわけじゃなくて、それぞれいろいろのことを考慮しながら、用地取得等もまた考えながら、また建設に当たってはそこにトラックが入るのか、ダンプが入るのか、またクレーンが入るのかということも全部加味しての建設予定地になってございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） 先ほど津本議員も聞いていましたが、130ページ、高速道路をつなぐ建設促進那智勝浦協議会補助金ですが、これ50万円ですね。この50万円の予算立てして、それを使用するときに交通費、宿泊費、また日当とかいろいろな部類がありますよね。どれぐらいまで出しているかどうかお伺いします。

○議長（中岩和子君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 補助金から支出しておりますお金ですけども、要望活動に必要な旅費を支給しております。旅費の中身としましては、那智勝浦町の旅費規程にのっとりまして、宿泊費と交通費、そして日当のほうを1人当たり幾らというふうに算出して人数分支給しております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 1番荒尾君。

○1番（荒尾典男君） これ、領収書いただいておりますが、ここに載ってるのは旅費の関係と、あと決済の分では3名分の日当、食事等を出してありますよね。ここに出てない、この前見せてもらったときに、スターバックスのコーヒー代が、これは日当から出たあつた形になるんですか、これは。日当の分をまた返してもろた形になってるみたいなんです、そういう形を出してる、日当の部分から出してる計算になっているのかどうか、確認させてください。

○議長（中岩和子君） 予算なので、使い道やったら決算に入ってるんで。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑なしと認め、款7土木費から款13予備費までの質疑を一時中止します。

以上で議案第4号について歳入歳出の質疑が一通り終わりましたので、総括質疑を行います。

総括質疑はございませんか。

6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） 歳入のほうで入湯税についてお聞きしたんですけども、この予算の資料を見せていただきますと、ことしの予算の中で観光宣伝事業、観光振興事業、それから消防費となっております。入湯税増税が厳しいっていう状況であれば、やっぱり入湯税っていうのはここに宿泊された方、温泉を利用された方から税金いただくものですので、やっぱり勝浦へ来ていただいたときにこれは入湯税を使ってつくりましたよとか、町もシャッターも多いですし、夜も閑散としていますので、何か町の活性化にもつながると思いますのでそういう予算組みができないものかお尋ねします。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） 入湯税の用途についての質問でございます。

入湯税につきましては、地方税法のほうの701条のほうに、鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、それから消防施設、それから観光の振興に要する費用に充てるため鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に入湯税を課することができるようになってございます。先ほど議員さんおっしゃられました平成30年度当初予算資料に、今回から、平成30年度からですけれども、入湯税の用途も入れなさいという国の指導がございまして、今回から資料のほうに入湯税という欄を設けさせていただいております。

資料7ページなんですけれども、ここに塵芥処理費、ごみ処理事業ということで900万円を充当してございます。じんかい収集車の買い換え等がございまして。それから、先ほど言いました9ページに観光総務費として観光宣伝事業に4,400万円、それからその下の観光振興事業に500万円、そして、めくっていただきまして10ページのほうに消防施設整備事業ということで1,300万円ほど充当させていただいております。これは入湯税でやりましたというようなものがないかということで、そういうものを今回ハード的なものになるかと思っておりますけれども、そういうのをつくったときに、これは入湯税でつくりましたよというものが可能であれば、そういうふうなお客さんにPRしていくというような、観光客にPRしていくというような方法もとらせていただきたいと思いますので、また今後検討とさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） 入湯税もそうなんですけれども、勝浦への寄附金とか、入湯税の場合は宿泊150円だと思っておりますけれども、全額ということにはいかないと思うので、そのうちの毎年例えば10%はこの町の観光のまちづくりのために使いますとか、そういう枠組みっていうのをつくっていけないかどうかお聞きします。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） お答えします。

入湯税、今回入湯税の部分について先ほどこの辺に充当してますというような説明をさせていただきました。議員おっしゃられるのは、多分入湯税を特別、あと30%とかをこの事業に充てようというような御質問かと思っておりますけれども、以前そういうような取り組みもしてたような経過もありますけれども、現在こういう状況になってございます。今後、町長と相談、協議しながらでも、相談しながらでも、可能であればまた考えていきたいと思っております。現在は今唐突で、今考えてなかったんで、そういうようなことに、町長と相談させていただきます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） 今回、観光企画課という新しい課もできますので、町長が観光は町の4番バッテリーだと、そういう公約もされてますので、ぜひともそういうふうな取り組みで、やっぱり町のモチベーションも上がってきますと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） また、議員おっしゃられるとおり町長とも今後相談しながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑ございませんか。

12番東君。

○12番（東 信介君） 町営バスのことについて。僕もきのう聞いて、バス新調するんやというて、むちゃ振りなんかもわからんですけど、地域医療構想という補助金があるみたいですね、

その病院が移転されたときに。例えば、津本議員の前の路線の質疑の中でも新たな路線も考えてるとかというたら、何か結構率のええ補助金が出るみたいで、今回このバスの予算もついてあるんですけど、病院移転に絡んだら総務省の地域医療構想か何かの中の補助金が出るようなことあるんで、一回検討してもらえますか、だめもとでも。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） お答えします。

町営バスの補助金の件でございます。議員おっしゃられたそういう補助制度が今のところ私のほうではまだ承知してなかったもので、今後そういうことも一度勉強させていただきます。以上です。

○議長（中岩和子君） 12番東君。

○12番（東 信介君） バスだけじゃなしに、いろいろ使えるみたいですよ。補助率が94%ぐらいというようなことをちらっと聞いたんで、正確なんかわからんですけど、その辺また検討してください。

○議長（中岩和子君） 副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） また、詳細は勉強させていただいて、検討させていただきます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑なしと認め、以上で議案第4号について質疑を終結することにしたと思うんですけど、実は先ほど12番東議員のほうから146ページ簡易無線機とか、先ほどの答弁が出てないんですけど、それで採決をとってよろしいでしょうか。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

そうですか。

それでは、質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第4号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第5号 平成30年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計予算

○議長（中岩和子君） 日程第2、議案第5号平成30年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 議案第5号平成30年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計予算について御説明申し上げます。

184ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ24億4,615万3,000円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の借り入れの最高額を1億5,000万円と定めるものでございます。

185ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入でございます。

款1国民健康保険税から次のページの款9町債まで、歳入合計は187ページに記載のとおり24億4,615万3,000円でございます。

188ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費から次のページの款8予備費まで、歳出合計は190ページに記載のとおり歳入合計と同額の24億4,615万3,000円でございます。

191ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1総括、歳入の款1国民健康保険税から款9町債まで、歳入合計は24億4,615万3,000円で、前年度と比較しまして5億8,930万7,000円、19.4%の減少でございます。

次の192ページをお願いします。

歳出の款1総務費から款8予備費まで、歳出合計は歳入合計と同額でございます。歳出合計の本年度予算額の財源内訳は、国県支出金が17億8,614万8,000円、地方債が1,000円、その他が21万5,000円、一般財源は6億5,978万9,000円となっております。本年度の国民健康保険事業の状況につきましては、被保険者数を5,086人と見込んでおります。前年度より347人の減少で、加入率につきましては33.3%を見込んでおります。また、本年度の予算計上に当たりまして、例年同様国民健康保険運営協議会を開催し、委員の皆様にご意見を伺い、諮問いたしました本年度予算案につきましては原案どおりの答申をいただいております。

193ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税は、本年度予算額3億9,662万8,000円で、前年度より2,396万7,000円の減少となっております。節1現年度

課税分につきましては3億7,271万5,000円を見込んでございます。節2滞納繰越分につきましては2,391万3,000円を見込んでございます。

目2退職被保険者等国民健康保険税、本年度予算額は483万1,000円で、前年度より854万2,000円の減少となっております。退職被保険者数の減少によるものです。節1現年度課税分は442万4,000円で、節2滞納繰越分につきましては40万7,000円を見込んでございます。一般、退職合わせまして国民健康保険税は一番下の計で4億145万9,000円で、対前年度3,250万9,000円、7.5%の減少となっております。

195ページをお願いいたします。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費交付金、節区分1普通交付金、本年度予算額17億6,383万6,000円につきましては、本町の国民健康保険、保険給付に必要な費用を全額県より受け入れるものでございます。節区分2特別交付金本年度予算額2,834万4,000円は、主として保険事業に対する補助金で、国負担分も合わせて県より交付されるものであります。説明欄記載の保険者努力支援603万2,000円及び特別調整交付金647万5,000円は国費分でございます。一番下の特定健康診査等負担金は、本町が実施する特定健康診査に対する国3分の1、県3分の1の補助金となっております。

196ページをお願いいたします。

款6繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、本年度予算額は2億5,128万5,000円で、前年度と比較して1億669万9,000円の減となっております。節1保険基盤安定繰入金1億4,763万3,000円につきましては、低所得者に対する保険税の軽減措置に対する繰り入れで、一般会計で受け入れしました国庫負担金2,313万1,000円と、県負担金8,759万4,000円と、町負担分が3,690万8,000円でございます。負担割合としては、保険者支援分が国2分の1、県4分の1、町が4分の1。軽減分としては、県4分の3、町4分の1となっています。節2その他一般会計繰入金1億365万2,000円につきましては、法定内繰入分として説明欄記載の人件費から出産育児一時金まで9,799万2,000円、また法定外繰入分として子ども医療等の地域単独事業の実施に伴う公費負担減少相当分566万円を計上させていただいております。

198ページをお願いいたします。

款8諸収入、項3雑入、目1雑入、本年度予算額120万円につきましては、説明欄記載の交通事故に係る第三者行為による徴収金が100万円、脳ドック個人負担金として1人4,000円の50人分20万円でございます。

次のページ、199ページ、200ページにつきましては、制度改正に伴う歳入の廃止となります。予算科目でございます。

201ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は4,769万5,000円で、対前年度185万5,000円の減少で、主に委託料のうち電算システム改修委託の減少によるものでございます。この科目には職員4名の人件費と、レセプト点検整理に当たっている臨時職員1名の賃金ほか関係事務

費等を計上してございます。節区分13委託料の説明欄4行目の保険事務共同処理委託310万6,000円は、レセプト電子化に伴う資格確認や帳票作成等を国保連合会へ委託しているものでございます。節区分19負担金、補助及び交付金181万1,000円は、国保連合会の事務費に対する本町分として国保連合会に負担するものです。

203ページをお願いいたします。

項2徴税费、目1賦課徴収費、本年度予算額は570万2,000円で、前年度より12万3,000円の減少となっております。節4共済費35万5,000円と、節7賃金215万9,000円は、国税の徴収に従事しております臨時職員1名の社会保険料と賃金でございます。節13委託料64万円につきましては、各地区集金人に対する収納業務委託料でございます。

次の204ページをお願いいたします。

項3運営協議会費、目1運営協議会費23万6,000円につきましては、国民健康保険運営協議会に係る費用で、委員9名の報酬及び旅費等でございます。

205ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費、本年度予算額15億1,587万4,000円は、一般被保険者の医療費に係る保険者負担分で、対前年度3,808万6,000円の増でございます。説明欄上は一般の3,898人分に対する7割の保険者負担分で、下は就学前及び70歳以上の1,150人分に対する8割の保険者負担分でございます。対象人数は合計5,048人で、前年度より272人減少であります。医療費単価の増加により予算額は昨年度より増加となっております。

目2退職被保険者等療養給付費、本年度予算額983万3,000円につきましては、退職者の医療費に係る保険者負担分で、対前年度2,645万円の減でございます。対象人数は前年度より69人減の44人で、7割の保険者負担分を計上しております。退職被保険者制度につきましては、平成26年度の制度改正時に廃止となりましたが、経過措置として残っているもので、制度改正時に対象となっております被保険者が全員65歳となる数年後に対象者がなくなる予定でございます。

目3一般被保険者療養費、本年度予算額1,062万3,000円につきましては、補装具や柔道整復、針きゅう治療等に要するもので、費用額に対する保険者負担分を計上しております。

目4退職被保険者等療養費、本年度予算額30万円につきましても、目3同様費用額に対する保険者負担分を計上しております。

目5審査手数料、本年度予算額480万1,000円につきましては、国保連合会へのレセプト審査手数料で、説明欄記載の審査手数料とレセプトシステム手数料でございます。

次の206ページをお願いいたします。

項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費、本年度予算額2億1,005万2,000円と、目2退職被保険者等高額療養費295万6,000円につきましては、医療費の自己負担限度額を超える部分に対し支給しているもので、それぞれ説明欄記載の1人当たり費用額及び人数を見込んで計上しております。

項3 出産育児諸費、目1 出産育児一時金、本年度予算額は前年度と同額の840万円で、1件42万円の20件分を計上しております。

次の207ページをお願いいたします。

項4 葬祭諸費、目1 葬祭費、本年度予算額99万円につきましては、1件3万円の33件分を計上しております。

208ページをお願いいたします。

款3 国民健康保険事業費納付金、項1 医療給付費納付金、目1 一般被保険者医療給付費納付金、本年度予算額4億2,597万1,000円及び目2 退職被保険者等医療給付費納付金、本年度予算額208万5,000円につきましては、国民健康保険の財政運営の主体である県に対し、本町が国民健康保険税等を財源として納める医療給付分に対する納付金でございます。

項2 後期高齢者支援金等納付金、目1 一般被保険者後期高齢者支援金等納付金、本年度予算額1億1,596万2,000円及び目2 退職被保険者等後期高齢者支援金等納付金、本年度予算額59万1,000円につきましては、後期高齢者の医療費を賄うため国保を初め全保険者が社会保険支払基金を通じ、後期高齢者医療広域連合へ拠出するもので、平成29年度までは本町より直接拠出しておりましたが、平成30年度からは財政運営の主体である県が拠出するため、本町負担分を県に対し納付するものであります。

次のページをお願いいたします。

項3 介護納付金、目1 介護納付金、本年度予算額4,422万8,000円につきましては、介護保険給付費の財源を確保するもので、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の国保負担分を社会保険支払基金へ納付するもので、後期高齢者支援金と同様に平成29年度までは本町より直接納付しておりましたが、平成30年度からは財政運営の主体である県が納付することとなるため、本町負担分を県に対し納付するものであります。

次に、210ページをお願いいたします。

款5 保険事業費、項1 特定健康診査等事業費、目1 特定健康診査等事業費、本年度予算額2,553万2,000円は、特定健康診査と保健指導に係る費用で、40歳から74歳までの方を対象に生活習慣病を予防することを目的に実施しているものでございます。本年度におきましても、被保険者の健康増進に対する意識づけを図り、より一層の医療費の適正化に努めてまいります。節13委託料2,356万2,000円は、前年度から482万9,000円の増でございます。説明欄1行目の検診委託1,883万3,000円につきましては、町内医療機関での個別健診と、健診車による集団健診に係る健診委託費用でございます。2行目の特定健診受診率向上業務委託358万4,000円につきましては、本年度初めての取り組みでございます。本町の特定健診受診率が低迷しているため、他自治体でも勧奨内容に受診率の向上実績のある専門業者に受診勧奨を委託するもので、対象者一人一人の過去の受診傾向のデータ分析を行い、状況に応じた勧奨内容により健診未経験者の掘り起こしを図るものでございます。3行目の特定健診データ分析委託114万5,000円につきましても本年度初めて実施するもので、健診データを分析するシステムを導入することにより、より効率的な保健指導対象者の抽出や、集団分析、評価を行うものでございます。

次の211ページをお願いいたします。

項2 保険事業費、目1 保険事業費、本年度予算額は1,116万1,000円でございます。節13委託料は890万9,000円で、前年度から364万円の増でございます。30歳代を対象とした内科検診や、希望者を対象とした歯科健診、2年前から実施しております脳ドックの委託料に加えまして、本年度新たに糖尿病性腎症重症化予防事業を実施いたします。糖尿病が重症化して人工透析治療が必要となった場合、高額の治療費が一生必要となることから、レセプトや健診のデータから糖尿病の重症化リスクの高い方を抽出し、専門の有資格者から医療機関の受診勧奨や保健指導を実施するものであります。

そのほかとしまして、医療費適正化を目的とした診療報酬明細書点検委託及び医療費通知等の保険事務共同処理委託でございます。

次の212ページをお願いいたします。

款6 公債費、目1 財政安定化基金償還金につきましては、歳入で御説明しました県の設置する財政安定化基金により借入れを行った場合に必要となります借入金償還に係る予算でございます。

款7 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 償還金及び還付加算金、本年度予算額200万円につきましては、国保資格移動や確定申告による所得変更等の場合に生ずる国保税過誤納金の還付金でございます。

次の213ページをお願いいたします。

項2 諸費、目1 国県支出金返納金につきましては、精算等による国、県への返納金でございます。

次のページ214ページと、1枚めくっていただきまして215ページは、制度改正に伴い廃止となります歳出の予算科目でございます。

216ページ以降は給与費明細書でございます。説明のほうは割愛させていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第5号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

休憩します。

再開、2時15分。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時00分 休憩

14時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第6号 平成30年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計予算

○議長（中岩和子君） 日程第3、議案第6号平成30年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長田中君。

○住民課長（田中逸雄君） 議案第6号平成30年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計予算について御説明申し上げます。

223ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億4,704万1,000円と定めるものがございます。

第2条は、一時借入金の借り入れの最高額を3,000万円と定めるものがございます。

224ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入でございます。

款1後期高齢者医療保険料から款6諸収入まで、歳入合計は4億4,704万1,000円でございます。

225ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費から款4予備費まで、歳出合計は歳入合計と同額の4億4,704万1,000円でございます。

226ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1、総括、歳入の款1後期高齢者医療保険料から款6諸収入まで、歳入合計は4億4,704万1,000円で、前年度と比較しまして479万3,000円、1.1%の増でございます。

次の227ページをお願いいたします。

歳出の款1総務費から款4予備費まで、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

歳出合計の本年度予算額の財源内訳は、国庫支出金が50万8,000円、その他が1万円、一般財源4億4,652万3,000円となっております。本年度の後期高齢者医療事業の被保険者数は3,381人、加入率は21.7%と見込んでおります。

次の228ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1後期高齢者医療保険料、目1後期高齢者医療保険料、本年度予算額は1億5,258万2,000円です。後期高齢者医療保険料につきましては、個人の所得情報等に基づき、和歌山県後期高齢者医療広域連合で賦課額を算定し、各市町村へ通知されます。また、保険料率につきましては2年に1度見直しが行われており、平成30年度は保険料率の改定が行われております。所得割率が8.80%、これまでと比較してマイナス0.13%の減額改定、均等割額が4万5,812円、これまでと比較して1,635円の増額改定、1人当たり年額平均保険料額で335円の増額改定となっております。節1現年度分特別徴収保険料は9,154万4,000円、節2現年度分普通徴収保険料は6,013万8,000円、節3滞納繰越分は90万円を計上させていただいております。

次の229ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1高齢者医療制度円滑運営事業費補助金、本年度予算額50万8,000円につきましては、制度改正に伴い電算システムの改修が必要となったため、これに要する費用を全額受け入れるものでございます。

款4繰入金、目1一般会計繰入金、本年度予算額は2億9,368万円で、節1事務費繰入金906万7,000円は、広域連合特別会計の賦課額に係る事務費で、広域連合への納付分として一般会計から繰り入れするものでございます。節2保険基盤安定繰入金7,653万6,000円につきましては、低所得者に対する保険税の軽減措置に対する繰り入れで、一般会計で受け入れる県4分の3の保険基盤安定制度負担金5,740万2,000円と、4分の1の町負担分1,913万4,000円を広域連合への納付分として一般会計から繰り入れするものでございます。節3療養給付費繰入金2億493万7,000円につきましては、医療費に対する12分の1の町負担金で、平成29年度分を基礎に広域連合において算出された額を一般会計から繰り入れするものでございます。節4その他一般会計繰入金314万円は、本町の後期高齢者医療事務に要する一般管理費及び徴収費に係る分を一般会計から繰り入れするものでございます。

次に、231ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款1総務費、目1一般管理費、本年度予算額は254万2,000円は、保険証や各種通知書の郵送料等、本特別会計の事務費でございます。節13委託料50万8,000円につきましては、保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修を行うもので、財源は全額国庫補助金となっております。

232ページをお願いいたします。

項2徴収費、目1徴収費、本年度予算額は102万7,000円で、主なものといたしまして、節

11需用費で封筒や納付書等の印刷、節12役務費で納税通知書等の郵送料、節13委託料で普通徴収保険料の収納業務に対する委託料でございます。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者広域連合納付金、本年度予算額4億4,312万2,000円は、後期高齢者医療保険料1億5,258万2,000円と、一般会計から繰り入れる事務費繰入金906万7,000円、保険基盤安定繰入金7,653万6,000円及び療養給付費繰入金2億493万7,000円を広域連合へ納付するものでございます。

次の233ページをお願いいたします。

款3諸支出金、目1償還金及び還付加算金、本年度予算額は25万円で、過誤納金還付金でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第6号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第7号 平成30年度那智勝浦町住宅地資金貸付事業費特別会計予算

○議長（中岩和子君） 日程第4、議案第7号平成30年度那智勝浦町住宅地資金貸付事業費特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 235ページをお願いいたします。

議案第7号平成30年度那智勝浦町住宅地資金貸付事業費特別会計予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ255万7,000円と定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入の款1繰越金と款2諸収入で歳入合計255万7,000円でございます。

次のページの歳出につきましても、款1公債費と款2諸支出金で歳入合計と同額でございます。

240ページをお願いいたします。

予算に関する説明書の2、歳入でございます。

款1繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節区分1繰越金117万円につきましては、前年度からの繰越金でございます。

款2諸収入、項1貸付金元利収入、目1住宅宅地資金貸付金元利収入、節区分1住宅宅地資金貸付金元利収入138万7,000円につきましては、利用者から町への貸付金の償還金でございます。現年度分1名分で、元金利子分合計81万3,000円と、滞納繰越分が4名分57万4,000円を見込んでございます。また、滞納となっている方々は平成13年度から29年度までの4名の滞納となっております。現在、おくれながらも全員の方が分割納付していただいているところでございます。

241ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款1公債費、項1公債費、目1元金67万9,000円及び目2利子23万円の計70万2,000円につきましては、いずれも国費2件、県費1件、合計3件の起債償還に対するものでございます。平成30年度が起債償還の最終年度となっております。

款2諸支出金、項1繰出金、目1一般会計繰出金、節区分28繰出金、185万5,000円につきましては、本事業に係る起債償還が平成30年度をもって終了となりますことから、平成30年度をもって本会計を閉じる予定としておりますので、剰余金を一般会計へ繰り出すものでございます。

242ページをお願いいたします。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。当該年度中元金償還見込額67万9,000円に対し、当該年度末現在高見込額は0円となります。本会計は、同和対策に関する法律の中で本町の地域改善事業として持ち家対策における住宅の新築及び改修並びに土地取得に係る資金貸付事業でございます。昭和50年度から平成9年度まで施行し、この間の貸し付け総人数は89名、170件で、平成28年度末償還終了者は84人でございます。貸付総額は6億2,530万円となっております。平成30年度で起債の償還が終了いたしますので、平成30年度をもって本会計を閉じ、以降一般会計で引き続き利用者から町への滞納分の貸付金償還金を受け入れていく予定としてございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第7号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第8号 平成30年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計予算

○議長（中岩和子君） 日程第5、議案第8号平成30年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長矢熊君。

○副町長（矢熊義人君） 議案第8号平成30年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計予算について御説明申し上げます。

244ページをお願いいたします。

平成30年度那智勝浦町土地取得事業費特別会計予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ619万7,000円と定めるものでございます。

245ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございます。このページの歳入、次のページ歳出ともに、本年度予算額は619万7,000円でございます。

247ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1総括、歳入でございます。

款1財産収入で、歳入合計は本年度予算額619万7,000円、前年度予算額856万7,000円、前年度との比較は237万円の減額となっております。

248ページをお願いします。

歳出でございます。

款1 諸支出金で歳出合計は今年度予算額、前年度予算額、比較ともに歳入と同額でございます。本年度予算額の財源内訳はその他で619万7,000円となっております。

249ページをお願いいたします。

2 歳入でございます。

款1 財産収入、項1 財産運用収入、目1 財産貸付収入の600万円につきましては、財団法人和歌山県交通安全協会へ貸し付けております那智勝浦自動車学校用地の貸付収入でございます。前年度と比較して200万円の減額となっております。自動車学校用地につきましては、平成10年に土地開発基金により取得し、和歌山県交通安全協会との間で1,000万円の賃貸借契約を締結し貸し付けておりましたが、平成18年に生徒数の減少による協会からの申し出により200万円を減額して800万円にしておりますが、近年の少子化等の影響により自動車学校の生徒数の減少が続いており、以前から減額の申し出がございました。生徒数につきましては、平成29年度の見込みは5年前と比較して190人、約30%の減、また収入額も約3,500万円の減となっております。和歌山県交通安全協会におかれましても、経費の削減を図るなど改善に努めているとのことですが、経営環境が極めて厳しい状況にあり、また町といたしましても町民の利便性を確保するため自動車学校の存続を望むところであり、これらのことから前回と同様の200万円を減額させていただくものでございます。なお、貸付料の収入累計は平成29年度末で1億7,450万円で、用地を購入した費用2億385万6,000円から差し引くと残高は約3,000万円となるものでございます。

目2の利子及び配当金19万7,000円につきましては、土地開発基金の利子でございます。

250ページをお願いいたします。

款1 諸支出金、項1 基金費、目1 土地開発基金費619万7,000円につきましては、先ほど申し上げました自動車学校への貸付収入と利子を合わせまして、土地開発基金に繰り出しし、積み立てるものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第8号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第9号 平成30年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計予算

○議長（中岩和子君） 日程第6、議案第9号平成30年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育次長寺本君。

○教育次長（寺本尚史君） 那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計について御説明申し上げます。

252ページをお願いします。

議案第9号平成30年度那智勝浦町育英奨学金貸与事業費特別会計予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ498万7,000円と定めるものでございます。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算ですが、このページの歳入と次のページの歳出ともに本年度予算は498万7,000円でございます。

257ページをお願いします。

予算に関する説明書の2、歳入でございます。

款1財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金9万8,000円は、奨学基金積立金に対する利子でございます。

款3繰入金、項1基金繰入金、目1奨学基金繰入金18万3,000円は、奨学基金の取り崩しを予定するものであります。

次のページをお願いします。

款5諸収入、項1貸与金元金収入、目1奨学資金貸与金元金収入470万4,000円は、平成15年度生から平成29年度生までの貸与者延べ29人からの償還金を受け入れるものでございます。

次のページをお願いします。

3、歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費6万7,000円のうち、節1報酬7,000円、節9旅費4,000円、節11需用費4万5,000円、節12役務費1万円の合計額6万6,000円は、奨学金を貸与するための選考委員会委員報酬を初めとした事務費等であります。

款2奨学金貸与事業費、項1奨学金貸与事業費、目1奨学金貸与事業費492万円は、対前年比24万円の減額となっております。平成30年度は新規借り入れ申込者、高校生5名、大学生5名を見込み、平成28年度生から平成29年度生までの高校等課程の2名と、大学等課程の4名の

計16名に貸与するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第9号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第10号 平成30年度那智勝浦町下水道事業費特別会計予算

○議長（中岩和子君） 日程第7、議案第10号平成30年度那智勝浦町下水道事業費特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 平成30年度那智勝浦町下水道事業費特別会計予算について御説明申し上げます。

261ページをお願いします。

議案第10号平成30年度那智勝浦町下水道事業費特別会計予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,338万9,000円と定めるものでございます。

262ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算、歳入でございます。

款1分担金及び負担金から款4繰入金までの歳入合計は4,338万9,000円でございます。

263ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費及び款2公債費の歳出合計は、歳入と同額の4,338万9,000円でございます。

264ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1、総括、歳入でございます。

款1分担金及び負担金から款4繰入金まで、歳入合計は4,338万9,000円で、前年度より260万1,000円の増でございます。

265ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費から款2公債費まで、歳出合計は歳入合計と同額の4,338万9,000円でございます。

266ページをお願いします。

2、歳入でございます。

款1分担金及び負担金、項1分担金、目1下水道費分担金、節区分1受益者分担金57万円につきましては、3戸分を予定しております。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料282万6,000円は、家事用60戸、業務用5戸となっております。

目2量水器使用料6万3,000円につきましては、口径13ミリから75ミリの量水器使用料でございます。

款3財産収入、項1財産運用収入、目1財産貸付収入2万円につきましては、ソフトバンク携帯基地局として浄化センター内の用地を貸しているものでございます。

267ページをお願いします。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金3,991万円は、前年度に比べまして268万円の増でございます。

268、269ページをお願いします。

歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費2,395万円をお願いするものでございます。節区分2給料から節区分4共済費までは職員1名の人件費でございます。節区分11需用費626万5,000円の主なものといたしましては、光熱水費115万円で、電気使用料及び水道使用料でございます。修繕料は491万5,000円で、主な修繕といたしましては、マンホールかさ上げ、汚泥切りかえ弁、スクリーンユニット脱水機、高圧ケーブルの修繕を予定しております。節区分13委託料820万3,000円は、説明欄記載の維持管理設備点検委託から、那智山浄化センター維持管理業務委託に係るものでございます。前年度より14万6,000円の減となっております。節区分18備品購入費6,000円につきましては、量水器の購入に係るものでございます。

款2公債費、項1公債費につきましては、目1元金、目2利子を合わせまして1,943万9,000円で、元金13件、利子13件で前年度と同額でございます。

270ページから274ページまでは、給与費明細書でございます。記載のとおりでございます。説明は省略させていただきます。

275ページをお願いします。

275ページは、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第10号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第11号 平成30年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計予算

○議長（中岩和子君） 日程第8、議案第11号平成30年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 議案第11号について御説明申し上げます。

277ページをお願いいたします。

議案第11号平成30年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億311万7,000円と定めるものでございます。

第2条は、一時借入金の最高額を1億5,000万円と定めるものでございます。

278ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入でございます。

款1介護保険料から次のページの款9諸収入まで、歳入合計21億311万7,000円でございます。

す。

280ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1総務費から款4諸支出金までで、次のページの歳出合計額は、歳入合計と同額の21億311万7,000円でございます。

282ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1、総括。282ページの歳入、283ページの歳出、それぞれ21億311万7,000円をお願いするものでございます。前年度と比較しまして2,818万円、1.32%の減額となっております。

283ページの歳出合計の本年度予算額の財源内訳は、国県支出金が8億1,804万1,000円、その他が5億5,280万4,000円、一般財源は7億3,227万2,000円となっております。

284ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款1介護保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料4億101万6,000円につきましては、65歳以上の方の保険料でございます。節区分1現年度分特別徴収保険料3億6,168万7,000円につきましては、老齢年金が18万円以上の方から年金受給時に差し引かれるものでございまして、被保険者数5,680名分を計上してございます。節区分2現年度分普通徴収保険料3,832万9,000円につきましては、老齢年金が18万円未満の方及び年度途中本町に転入された方並びに年度途中満65歳を迎えられた方からの普通徴収に係る保険料で、被保険者数630名分でございます。節区分3滞納繰越分100万円につきましては、前年度から滞納調定額の10%を計上いたしてございます。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料につきましては、2万円を計上いたしてございます。

目2介護予防計画作成手数料1,915万1,000円につきましては、包括支援センターで作成している介護予防計画作成料、介護予防ケアマネジメント手数料収入を計上するものでございます。4,370件分を見込んでございます。

285ページをお願いいたします。

款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金3億3,826万8,000円につきましては、保険給付費の居宅等標準給付費見込み額の20%分、施設等標準給付費見込み額15%分、国からの法定の負担分でございます。

項2国庫補助金、目1調整交付金1億5,512万9,000円は、介護保険財政の市町村間の調整を行うため、第1号被保険者の年齢や所得の状況等で交付されるもので、保険給付費見込み額の8.0%相当分と、平成29年度から実施しております介護予防・日常生活支援総合事業に係る5.0%相当分を計上してございます。

目2地域支援事業交付金、節区分1地域支援事業介護予防交付金1,969万2,000円は、介護予防・日常生活支援総合事業費に係る国の法定負担分20%でございます。節区分2地域支援事業

包括的支援事業等交付金1,329万4,000円は、包括的支援事業の38.5%相当分の国の法定負担分でございます。

目3介護保険事業費補助金75万6,000円は、介護保険法等の平成30年8月制度改正対応に係るシステム改修費用の2分の1の補助金でございます。

286ページをお願いいたします。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金5億3,353万3,000円につきましては、第2号被保険者である40歳から64歳の方の保険料でございまして、社会保険診療報酬支払基金より交付されるもので、保険給付費総額に対する法定の27%相当分でございます。

款5県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金2億7,194万7,000円につきましては、保険給付費の居宅給付費見込み額の12.5%分、施設サービス給付費見込み額の17.5%分で、県からの法定の負担分でございます。

287ページをお願いいたします。

項2県補助金、目1地域支援事業交付金1,895万5,000円でございますが、節区分1地域支援事業介護予防交付金1,230万8,000円が、国費に連動する介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%相当分でございます。節区分2地域支援事業包括的支援事業等交付金664万7,000円につきましても、国費に連動する包括的支援事業等の19.25%相当分でございます。

款6財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金10万円は、介護給付費準備基金利子でございます。

288ページをお願いいたします。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金は3億3,125万3,000円でございます。節区分1介護給付費繰入金2億5,904万9,000円につきましては、介護給付費、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%相当分と、包括的支援事業費の19.25%相当分の法定の町の負担額、そして低所得者保険料の軽減分に対する国費2分の1、県費4分の1、町費4分の1の負担金でございます。節区分2その他一般会計繰入金7,220万4,000円につきましては、職員給与費6名ほか事務費に係る介護保険事務関係経費に対する一般会計からの繰入金でございます。

290ページをお願いいたします。

歳出の関係でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費4,321万1,000円は、職員6名の給与費等を初めとする介護保険事業の運営に係る職員給料等事務的経費に係るものでございます。1,459万9,000円の減額となっております。節区分2給料、節区分3職員手当等、節区分4共済費等の人件費関係で、人事異動等により302万5,000円の減額となっております。節区分13委託料194万7,000円でございますが、昨年度における介護保険事業計画策定に係る諸費用及び介護保険システム改修費用の計上の関係により822万9,000円の減額となっております。説明欄記載の介護保険システム改修委託151万2,000円につきましては、国の2分の1の補助を受けての介

護保険法等の改正に係るシステム改修費用でございます。

291ページをお願いいたします。

節区分25積立金10万円につきましては、介護給付費準備基金積立金の利子分を積み立てるものでございます。

款1総務費、項2徴収費、目1賦課徴収費213万円でございますが、この科目は介護保険料の賦課徴収に係る経費でございまして、納付書、督促状の印刷、通信運搬費等が主なものでございます。

292ページをお願いいたします。

款1総務費、項3認定調査費、目1認定調査費2,409万3,000円でございますが、この科目は介護認定申請に基づく介護認定訪問調査等に関する経費でございます。対前年度577万9,000円の増額をお願いしてございます。訪問調査につきましては、6名が専従でこれに当たっております。節区分4共済費153万6,000円及び節区分7賃金1,227万円につきましては、訪問調査を担当する臨時職員5名分の人件費でございます。職員の育児休業の取得及び調査件数の増加により1名増員の予算をお願いしてございます。それから、節区分12役務費875万8,000円でございますが、説明欄記載の手数料については主治医意見書作成手数料及び判断料が主なものでございます。節区分13委託料13万円につきましては、遠方の施設へ入所されている方などの認定調査委託料40件分を見込んでございます。節区分18備品購入費90万1,000円につきましては、介護認定訪問調査に係る軽自動車1台の購入をお願いするものでございます。訪問調査につきましては、正職員と臨時職員を合わせ6人体制で実施を予定しておりますが、公用車については4台でシフトを組んで運営しているため、業務に支障が出ると考え1台追加をお願いするものでございます。

293ページをお願いいたします。

款2保険給付費でございます。

目1居宅介護サービス給付費10億7,910万2,000円につきましては、前年度と比べ6,814万7,000円、5.94%の減となっております。平成29年度から開始いたしました介護予防・日常生活支援総合事業への移行並びに予算ベースでの給付費の伸び率の低減によるものでございます。節区分19負担金、補助及び交付金、説明欄記載の1行目の居宅介護サービス給付費5億6,262万1,000円は、ホームヘルパー、デイサービス等による介護に給付するものでございます。3,291万2,000円の減額となっておりますが、介護予防・日常生活支援総合事業への移行並びに通所介護における18人以下の小規模事業所についての区分が地域密着型へと変更になったことによるものでございます。平成28年4月から、通所介護事業所の利用定員が18人以下の事業所については地域密着型通所介護となり、地域密着型サービスに移行されており、その分の給付費について減っていることから、平成28年度、29年度の実績伸び率を勘案し予算を見込んでございます。居宅介護福祉用具購入費は100件、居宅介護住宅改修費は85件を見込んでございます。居宅介護サービス計画給付費7,488万1,000円は、介護1から5の方のケアプラン作成に給付するもので、延べ5,650件を見込んでございます。地域密着型介護サービス給付費3

億8,065万4,000円は、住みなれた地域で離れずに生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスを提供するものでございます。年間延べ2,800件を見込んでございます。地域密着型特別養護老人ホームが満床となり、グループホームや短期入所等の利用もふえていることから増額を見込んでございます。介護予防サービス給付費3,121万9,000円は、介護予防、訪問看護、通所リハ等、要支援1、2の方に提供される在宅サービスで、延べ2,300件を予定しております。介護予防サービスにおける訪問介護及び通所介護につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業へ移行したことにより減額となっております。地域密着型介護予防サービス給付費603万9,000円は、70件を見込んでございます。介護予防福祉用具購入費131万3,000円は、入浴用の椅子、腰かけ便座等の福祉用具購入の補助を行っております。40件を見込んでございます。介護予防住宅改修費492万円は50件の予定で、段差解消、手すり等の改修費補助でございます。介護予防サービス計画給付費795万5,000円は、予防のためのケアプラン作成に給付するものでございます。特定入所者支援サービス費6万円につきましては、要支援の方において施設サービスの居住費と食費が全額自己負担となりますが、所得の低い方は居住費と食費の利用負担に上限額が設定されます。これにより、所得の低い方は負担限度額までの支払いとなり、残りは特定入所者支援サービス費として事業者を支払われます。年間10件を見込んでございます。

続きまして、目2施設介護サービス給付費7億4,498万7,000円につきましては、前年度と比べまして1,234万8,000円の増額となっております。この給付費につきましては、介護老人福祉施設入所に係る給付費を見込んでございます。節区分19負担金、補助及び交付金で説明欄記載の特定入所者介護サービス費9,302万円は、町民税非課税世帯の要介護者が介護保険3施設に入所したときや、ショートステイを利用したとき、食費、居住費の利用者負担は所得に応じた一定額となり、負担の軽減が図られるものでございます。

居宅介護サービス給付費6億5,196万7,000円は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設の介護保険施設の入所サービスに係る給付費でございます。延べ2,800件を予定してございます。

続きまして、目3審査支払手数料178万2,000円につきましては、節区分13委託料で介護保険給付費に係るレセプト審査の国保連合会への委託に係る経費でございます。

294ページをお願いいたします。

款2保険給付費、項2高額介護サービス費、目1高額居宅介護サービス費1,787万6,000円及び目2高額施設介護サービス費2,784万円の計4,571万6,000円につきましては、医療保険同様1カ月の利用者負担額の合計額から所得分ごとに定める利用者負担額上限額を控除して、越えた額を高額サービス費として支給するものでございます。

款2保険給付費、項3高額医療合算介護サービス費、目1高額医療合算介護サービス費600万円につきましては、介護保険及び医療保険の自己負担額を合算して年間の限度額を超えた場合に申請して認められると、高額医療合算介護サービス費として越えた額が支給されるものでございます。

295ページをお願いいたします。

款3 地域支援事業費、項1 地域支援事業管理費、目1 一般管理費364万6,000円でございますが、この科目は地域包括支援センターの運営に係る介護保険システム借上料など一般管理費でございます。節区分8 報償費10万円につきましては、地域ケア会議において講師をお願いする医師等への謝金を計上させていただいております。節区分13 委託料76万6,000円につきましては説明欄記載の委託料で、介護予防サービス計画作成委託につきましては遠方での利用者の介護予防サービス計画の作成を委託するものでございます。電算システム保守点検委託につきましては、地域包括支援センター電算システム保守点検委託料でございます。節区分14 使用料及び賃借料167万7,000円につきましては、地域支援事業に対する介護予防地域支援事業システム等のシステム借上料でございます。節区分19 負担金、補助及び交付金30万円でございますが、町内の介護職員数の不足から、介護職員初任者研修受講補助として10名分を計上し、資格取得の助成により人材確保に努めるものでございます。

296ページをお願いいたします。

款3 地域支援事業費、項2 介護予防・日常生活支援総合事業費でございますが、介護保険法の改正に伴い、本町におきましては平成29年度から開始いたしました介護予防・日常生活支援総合事業に係るものでございます。

目1 介護予防・生活支援サービス事業費9,358万2,000円でございますが、3,320万9,000円の増額をお願いしております。平成29年度から事業を開始し、利用者のそれぞれの介護認定更新時において順次切りかわっており、平成30年3月末で完全移行となりますので増額となっております。節区分19 負担金、補助及び交付金で、説明欄記載の訪問型サービス費5,960万3,000円は、現行の介護予防訪問介護の給付に相当するものでございます。訪問型サービスには、現行の訪問介護に相当するものとそれ以外の多様なサービスがございますが、本町では現行相当の訪問型サービスのみであり、今後他のサービスについても検討していく予定でございます。通所型サービス費2,278万3,000円は、現行の介護予防通所介護の給付に相当するものでございます。通所型サービスは、現行の通所介護に相当するものとそれ以外の多様なサービスがございますが、訪問型サービスと同様に現行相当の通所型サービスのみであり、今後ほかのサービスについても検討していく予定でございます。介護予防ケアマネジメント費1,119万6,000円は、総合事業において保険給付費の介護予防サービス計画給付に相当するサービス費で、地域包括支援センターが実施するものでございます。総合事業では、適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上でその達成のために必要なサービスを自主的に利用して目的の達成に取り組んでいけるよう、具体的な介護予防・生活支援サービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成していくこととなります。

目2 審査支払手数料につきましては、節区分13 委託料で26万4,000円を計上してございます。備考欄に記載のとおり、日常生活支援総合事業サービス費に係るレセプト審査の国保連合会への委託に係る経費でございます。

目3 一般介護予防事業費401万8,000円につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業費に組み入れておりますが、65歳以上の全ての高齢者を対象とした従前から実施いたしております介護予防事業費でございます。節区分8 報償費27万6,000円につきましては、各種教室及び講習会などに係る報償費でございます。節区分13委託料354万3,000円でございますが、説明欄記載の生活機能評価委託は予防事業者をリストアップして特定高齢者を見つけ出す事業で、医師会に委託するものでございます。通所型介護予防事業委託は、施設に通所し、介護予防のために運動機能向上トレーニングを行うもので、月10名延べ120名分を計上いたしてございます。訪問型介護予防事業委託は、特定高齢者の方に口腔機能向上や介護予防サービス支援などを行うために20名分を計上いたしてございます。地域介護予防活動支援事業委託は、高齢者等の閉じこもり予防、通いの場など、地域の身近な場所での人と人とのつながりを通して会話やレクリエーションを行い、介護予防活動を行うもので、延べ3,084件分を見込んでございます。

目4 高額居宅介護予防サービス費10万円につきましては、総合事業において保険給付費の高額居宅介護サービス費に相当するものでございます。

297ページをお願いいたします。

目5 高額医療合算介護予防サービス費50万円につきましても、総合事業において保険給付費の高額医療合算介護サービス費に相当するものでございます。

298ページをお願いいたします。

款3 地域支援事業費、項3 包括的支援等事業費、目1 包括的支援等事業費5,368万3,000円でございますが、地域のお年寄りが住みなれた地域で安心して生活していけるよう、介護支援専門員等による介護予防サービス、総合相談支援等を行う各種事業を行うための費用及び地域包括支援センター職員出向に係る費用でございます。節区分8 報償費8万4,000円につきましては、備考欄記載の講師謝礼でございます。平成30年度中に市町村が行う在宅医療介護連携推進事業及び認知症総合支援事業に係るものでございます。節区分13委託料938万4,000円につきましては、地域自立生活支援事業委託で、介護保険認定者などの配食サービス等支援、延べ1万8,000食、生活支援事業延べ480回ほか高齢者実態把握事業を計上してございます。節区分18備品購入費90万1,000円につきましては、地域包括支援センター用の軽自動車1台の購入をお願いするものでございます。地域包括支援センター職員は、1名増員の10人体制となりますが、公用車については現在7台で運用しているため、業務に支障が出ると考え1台追加をお願いするものでございます。節区分19負担金、補助及び交付金4,031万3,000円でございますが、町社会福祉協議会補助金3,976万1,000円につきましては、地域包括支援センター事業にかかわる派遣職員に対する人件費9名分の補助金でございます。件数の増により人員を増員、また30年度から在宅医療介護連携の相談窓口の設置、認知症初期集中支援チームの実動により1名増員を予定してございます。それから、福祉用具購入事業21万6,000円につきましては4件分を計上してございます。成年後見人等助成金33万6,000円につきましては、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護し、支援する制度で、家庭裁判所によって選

任された成年後見人等に対する助成でございます。節区分20扶助費140万円につきましては、家庭介護用品給付費として紙おむつ60名分を給付予定としてございます。

299ページをお願いいたします。

款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金、節区分23償還金、利子及び割引料30万円は、過誤納金還付金として計上させていただいております。

300ページをお願いいたします。

款4諸支出金、項2諸費、目1国県支出金返納金及び目2支払基金交付金返納金につきましては、科目の設定でございます。

301ページからは給与費明細書でございます。説明は省略させていただきます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

10番津本君。

○10番（津本・光君） ページで293ページですか、支出の項1保険給付費の居宅介護サービス給付費、これ見たら大幅に削られてるんですね。したがって、ここで一番、結局全部サービス関係です、ここは。そうしますと、これでいきますと相当サービスが低下をするということが考えられます。

もう一つ、そのためにケアマネジャーが、前のときも言いましたが、結局先を読んでこのサービスを抑制するということが起こりはしないかと、ケアマネのほうからということが心配されます。そういう必要な人たちへの必要なサービスがこれによってかなり制限されてくるということが心配されるんですが、そういう点はないのかどうか。

それからその次に、課長の説明の中で2番目の施設介護サービス給付費、このところで後ろの説明のところの施設介護サービス給付費のところ、多分居宅介護サービスという説明をしたと思うんですが、それ一つ。

もう一つは、296ページの高額居宅介護予防サービス費が多分昨年度から見たら大幅に削られてると思うんですが、そこの説明をしていただきたい。

以上です。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） お答えいたします。

まず、293ページでございます。

こちらの目1居宅介護サービス給付費についてでございます。こちらにつきましては、前年度と比べまして6,814万7,000円と、5.94%ということで大幅に減額となっております。こちらにつきましては、議員おっしゃいますようなサービスを削ったというようなことではございませんで、あくまで事業科目の移動の部分ということでございます。こちら、介護予防・日常生活支援総合事業への移った部分がございまして、その移行部分と、あと予算ベースでの給付費の伸び率の低減によるということで、予算額自体を減らしたものでございます。あくまでこれ

自体をサービスを低下させるものとかという意味合いのものではございません。あくまで私もサービスが必要な方へ、当然なことではございますが、必要な方には適切なサービスを提供するというのがモットーでございます。

それから、目2施設介護サービス給付費についてでございます。施設介護サービス給付費でございます。私のほうで言い誤りがあったのかもしれませんが。施設介護サービス給付費についての予算でございます。

あともう一点、296ページでございます。高額サービスについてでございます。

296ページ、目4高額居宅介護サービス費についてでございます。

〔10番津本・光君「僕、質問で調べた時ちょっと数字間違うたかもわからん、済いません」と呼ぶ〕

こちらにつきましては、新規の項目でございます。10万円を計上させていただいてございますが、あくまでこちら介護予防・日常生活支援総合事業が始まりまして、今年度新規でこの科目が出てまいりましたので計上させていただいてございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） もう一遍、あとは296ページのほうは僕も調べるの、前年度のと比較してしたつもりだったんですが、多分この高額居宅の分については相当減らされてると思ったんです。

先ほどのサービスの低下につながらないかということで、それはないようにということなんです。実際にいろんなところでケアマネジャーのほうで月1回の会合を開くということで、その人一人一人についての審査をしていく、そこへ成果の、評価の導入制が出てくるんですね、成果どのぐらいやってるんだということで点数化されると。そのことによって、それが上がっていかねば結局そこに対する支援というよりも、ほかのほうにそれが、ほかのほうの低いほうのほうには、頑張ったほうの行政、自治体のほうにそういうのを特典を与えていくという方向が生まれてきますんで、そうなるっていわゆる利用抑制が起こってくるということが心配されるんじゃないかなということなんです。ケアマネジャーが月1回の定例の会合を開いたときに、そういうことで点数の先読みをして、利用制限を抑えていくということは現実にはほかのところでは起こっているという報告は私もいろいろ聞いています。一つ、この間例を挙げたんですが、例えばポータブルトイレですね、簡易のウォシュレットのやつ、ああいうやつが3年前に、これは事実なんです、ここのケアマネジャーに、これは那智勝浦町ではぜいたく品だと言われたと。それで結局買えなかったと。あとどうしようかと、やっぱり例えば御夫婦で自分の母親を見てるときに、奥さんがいてないときに母親がそういうことでちょっとミス、お漏らしをしてしまったというようなときに、男の方が母親であっても介護がなかなかしにくいところ、それで母親のほうもそういうときはプライドがありますんで、そういうときに非常に困られて、必要に応じてそういう措置をとられたということで、町のほうにケアマネジャーに相談したんだけど、それがうちではぜいたく品ですと。それは、そういう

介護用具を販売しているところに問い合わせたら、そんなこと言ってるのは那智勝浦町だけじゃないですかねというふうに言われたというふうな苦情が私のところに入ったんです。それで一遍、津本さんこれどんなんやろかということで言ったんで、一遍聞いてみますということだったんです。そういうようなことが、結局それがサービス抑制なんですね。点数が結局つけられることによって、介護の難度が結局改善されないと、こういった人が入所とかいろんなそういうとき施設を受けるときに入れられないという現象が起こってくるんじゃないかということが心配されてるんです。だから、そういったことも含めて、担当課の人は一生懸命やっているとと思うんだけど、こういったことがその地域の中で起こってこないように、そういうことが耳に入ってこないようにできるだけ、大変だけれども、予算が減額されるという中で大変だけれども頑張ってほしいなというのが一つ。だから、そういうことが起こり得るということを想定してほしいと。その上でのしっかりとした対処をお願いしたいというふうに思うわけです。そこらどうでしょうか。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 今回の平成30年度の予算組みにつきまして、一部前年度よりサービス費について減額している部分がございます。ただ、それにつきましてはサービスを抑制するというので、またサービスを抑制することを目的として予算計上をしているものではございません。あくまで、先ほども申しましたように、サービス科目の変更であったり、そういうようなことで分散されたものと、予算科目上、予算上の、予算ベースでの給付費の伸びが下がったことにより減額させていただいているものでございます。

また、先ほどございました評価の導入、インセンティブの導入ということが国のほうで言われてございます。その点に関しましては今回の予算組みの中で予算設定の中へはまだ組み入れられてはございません。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 一応今回は最初反対の討論もしようと思ったんですが、今のほうでその制度の導入の中で考えてない分もありますので、一応反対はせずに今の様子を見守っていこうと思うんですが、できるだけきちんとその制度改正がなった中での大変なときですから、いろんな町民が扱う場合に、先ほど言ったように使いにくいというふうなことがないようにぜひ配慮をお願いしたいというふうにお願いします。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） ありがとうございます。当然、サービスを望まれている方に適切なサービスを与えるということが私ども職務だというふうに考えてございます。その辺今後注意しながらやっていきたいというふうに考えてございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） ちょっと一点お尋ねします。

293ページなんですけども、その居宅介護サービス給付費の中で、その居宅介護サービスが地域密着型の介護サービスのほうへ振りかわったか、切りかわってきたという説明があったんですけども、その居宅介護と地域密着型介護の、この違いというか、どういう点が違うんか、参考に教えていただきたいと思います。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 居宅介護サービス給付費についてのお尋ねでございます。

今回、一部今回の予算組みの中で全てが地域密着型ということで移ったわけではございませんですが、その部分とそれから予算ベースでの配分を合わせて6,814万円というような大きな額の減額となっております。

また、こちら介護予防・日常生活支援総合事業の中での居宅サービスでございますが、基本的にはこちらは本来ですと国の一定のものではなくて市町村独自で地域に合ったやりやすいような形のできる、市町村が独自のできる制度でございます。ただ、私ども那智勝浦町におきましては、まだそれほど独自のものができてございまして、今現在のところ同じものでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） そしたら、その内容的には余り変わりがないと。そしたら、サービス面のほうでもそのほとんど変わりがないというようなこととなるんでしょうか。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 今のところ変わりございません。将来的において町独自の形ができるということですが、例えばボランティアを利用したような形なり、町独自のできるような可能性を追求していくというようなことが本旨でございまして、今のところは同じサービス内容となっております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 確認ですけども、居宅介護というと、家の居宅、その一件一件の居宅という感じでサービスがその家へ行ってのサービスという感じがするんですけども、地域密着型というと、その地域、その居宅をまとめた、その地域密着型ということになるんで、今後それがその計画ができ上がっていく中でサービス面である程度その大まかというか、大きくなってしまふということがあり得るかどうかだけ確認いたします。先のことなんであれなんですけど。

○議長（中岩和子君） 福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） そもそもが地域に根差したということでございます。大きな形になるものということではなくて、あくまでいいものを引き続いてやっていけるものでございまして、各家庭において変わらずできるものでございます。以上でございます。

○議長（中岩和子君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第11号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 議案第12号 平成30年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計予算

○議長（中岩和子君） 日程第9、議案第12号平成30年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 議案第12号について御説明申し上げます。

307ページをお願いいたします。

議案第12号平成30年度那智勝浦町通所介護事業費特別会計予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ783万円と定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入の款1繰入金と款2諸収入で歳入合計783万円でございます。

次のページ歳出につきましても、款1総務費から款3諸支出金までで歳入合計と同額でございます。

312ページをお願いいたします。

予算に関する説明書の2歳入でございます。

款1繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節区分1一般会計繰入金523万円につきましては、施設建設に伴う起債償還元金2件と利子2件分並びに備品購入費、施設修繕費に対して一般会計からの繰り入れをお願いするものでございます。

款2諸収入、項1雑入、目1雑入、節区分1雑入260万円につきましては、指定管理者からの施設維持協力金でございます。

313ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1 総務費、項1 施設管理費、目1 一般管理費、節区分11 需用費50万円につきましては、施設建設後15年余り経過し、修繕がふえてきていることからそれに備えて修繕料をお願いするものでございます。節区分18 備品購入費88万6,000円につきましては、施設建設時より備えつけておりました食器洗浄機でございますが、部品の修繕等で長年対応してまいりましたが、部品の取りかえ等修繕では対応できなくなっており、今回買いかえをお願いするものでございます。

款2 公債費、項1 公債費、目1 元金、節区分23 償還金、利子及び割引料365万1,000円につきましては、施設建設に伴う起債2件分に対する起債償還元金でございます。

目2 利子、節区分23 償還金、利子及び割引料19万3,000円につきましては、起債償還利子でございます。

314ページをお願いいたします。

款3 諸支出金、項1 繰出金、目1 一般会計繰出金、節区分28 繰出金260万円につきましては、事業受託者から徴収する施設維持協力金を一般会計へ繰り出すものでございます。

315ページをお願いいたします。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。当該年度中元金償還見込額365万1,000円に対し、当該年度末現在高見込額は1,236万7,000円となります。なお、償還最終年度は平成33年度となっております。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第12号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第13号 平成30年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費  
特別会計予算

○議長（中岩和子君） 日程第10、議案第13号平成30年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長塩崎君。

○福祉課長（塩崎圭祐君） 議案第13号について御説明申し上げます。

317ページをお願いいたします。

議案第13号平成30年度那智勝浦町・太地町介護認定審査会共同設置事業費特別会計予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ337万1,000円と定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入の款1分担金及び負担金と款2繰入金で歳入合計337万1,000円でございます。

次のページの歳出につきましても款1総務費で歳入合計と同額でございます。

322ページをお願いいたします。

予算に関する説明書2、歳入でございます。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1総務費負担金、節区分1介護認定審査会共同設置費負担金118万9,000円につきましては、介護認定審査会共同設置に係る太地町からの負担金で、負担割合は均等割40%、人口割35%、財政割25%で、太地町の持ち分は35.27%となっております。

款2繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節区分1一般会計繰入金218万2,000円につきましては、共同設置に係る本町の負担分で、本町の持ち分は64.73%でございます。

323ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、目1介護認定審査会費337万1,000円でございますが、本事業は介護保険事業に伴う被保険者の認定審査会業務を太地町と共同設置するもので、その審査会委員の報酬が主な経費となっております。審査会の状況につきましては、審査会委員16名を4名ずつ4つの合議体で運営してございます。平成30年度の審査会の開催予定回数は48回、審査件数は1回当たり40件、年間1,920件を見込んでございます。なお、平成29年度末現在の本町の認定者数は1,291人で、第1号被保険者数6,424人の認定率は20.1%となっております。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第13号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第14号 平成30年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計予算

○議長（中岩和子君） 日程第11、議案第14号平成30年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） 議案第14号平成30年度那智勝浦町勝浦地方卸売市場事業費特別会計予算について御説明いたします。

325ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,100万8,000円と定めるものでございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございます。

歳入は、款1 使用料及び手数料から款2 財産収入まで、歳入総額2,100万8,000円でございます。

次のページ、歳出につきましても歳入と同額でございます。

328ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1、総括、328ページの歳入、329ページの歳出、それぞれ2,100万8,000円をお願いするものでございます。

330ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款1 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 使用料、節1 市場施設使用料につきましては、年間水揚げ高を65億円と見込み、0.3%の手数料1,950万円と、施設使用料2件分の120万円を合わせた2,070万円を計上してございます。施設使用料につきましては、なぎさ信漁連ほか1件の事務所の使用料でございます。

款2 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金、節1 利子及び配当金の30万7,000円につきましては、説明欄記載の基金利子を見込んでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1 総務費、項1 施設管理費、目1 一般管理費の2,100万8,000円につきましては、会議等への旅費7万2,000円、施設の維持修繕料600万円と、基金積立金1,293万6,000円、そして節27公課費の消費税200万円でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 質疑を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 討論を終結することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第14号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中岩和子君） 異議なしと認め、本日はこれで延会することを決定しました。

延会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

15時44分 延会